

様式第1号 別紙1 登録情報

注) 2024年4月26日時点。最新の一覧については、

https://ganjoho.jp/med_pro/cancer_control/can_reg/national/datause/general.html で確認し様式を定めること。

| 項目番号 | 項目名 | データ型 | 最長桁数 | 備考 (※1:コード定義あり ※2:がん死亡者情報票のみの登録を含む) |
|------|-----------------------------|------|------|---|
| 1 | 行番号 | 数値型 | 10 | ファイル内で1 から連番 |
| 2 | 提供情報患者番号 | 数値型 | 10 | ファイル内で新たに採番する患者番号 |
| 3 | 多重がん番号 | 数値型 | 3 | 0:多重がんなし 1以上:多重の順 |
| 4 | 性別 | 文字列型 | 1 | 0:男女の診断 1:男の診断 2:女の診断 |
| 5 | 診断時年齢 | 数値型 | 3 | 集約診断日-集約生年月日にて算出、999:年齢不明 |
| 6 | 診断時年齢(小児用) | 数値型 | 28 | 月齢、9999:年齢不明、整数4桁+.+小数点以下23桁 |
| 7 | 診断時患者住所都道府県コード | 文字列型 | 2 | 全国地方公共団体コード1~47、77:国外、99:不明 |
| 8 | 診断時患者住所保健所コード | 文字列型 | 2 | ※1 |
| 9 | 診断時患者住所医療圏コード | 文字列型 | 2 | ※1 |
| 10 | 診断時患者住所市区町村コード | 文字列型 | 5 | 全国地方公共団体コード |
| 11 | 診断時患者住所 | 文字列型 | 200 | 都道府県-郡市区町村-町字までの表記 |
| 12 | 側性 | 文字列型 | 1 | 1:右側 2:左側 3:両側 7:側性なし 9:不明 |
| 13 | 局在コード (ICD-0-3) | 文字列型 | 4 | ICD-0-3 局在 (T) コードに準ずる |
| 14 | 診断名 (和名) | 文字列型 | 128 | 局在コードに対応する和名 |
| 15 | 形態コード (ICD-0-3) | 文字列型 | 4 | ICD-0-3 形態 (M) コードに準ずる |
| 16 | 性状コード (ICD-0-3) | 文字列型 | 1 | ICD-0-3 形態 (M) コードに準ずる |
| 17 | 分化度 (ICD-0-3) | 文字列型 | 1 | 1:異型度Ⅰ 高分化 2:異型度Ⅱ 中分化 3:異型度Ⅲ 低分化 4:異型度Ⅳ 未分化 5:T細胞 6:B細胞 7:ヌル細胞 非T・非B 8:NK細胞 9:異型度又は分化度・細胞型が未決定、未記載又は適用外 |
| 18 | 組織診断名 (和名) | 文字列型 | 128 | 形態と性状コードの組み合わせに対応する和名 |
| 19 | ICD-10 コード | 文字列型 | 4 | |
| 20 | ICD-10 (和名) | 文字列型 | 128 | ICD-10 コードに対応する和名 |
| 21 | IARC-ICCC3 コード (小児用がん分類) | 文字列型 | 6 | 小児用がん用分類※1 |
| 22 | ICCC (英名) | 文字列型 | 128 | ICCC コードに対応する英名 |
| 23 | 診断根拠 | 文字列型 | 1 | 0:死亡者情報票情報のみかつ診断根拠不明 1:原発巣の組織診 2:転移巣の組織診 3:細胞診 4:部位特異的腫瘍マーカー (AFP、HCG、VMA、免疫グロブリンの高値) 5:臨床検査 6:臨床診断 9:不明 |

注) 2024 年 4 月 26 日時点。最新の一覧については、
https://ganjoho.jp/med_pro/cancer_control/can_reg/national/datause/general.html で確認し様式を定めること。

| 項目番号 | 項目名 | データ型 | 最長桁数 | 備考 (※1: コード定義あり ※2: がん死亡者情報票のみの登録を含む) |
|------|------------|------|------|---|
| 24 | 診断年 | 文字列型 | 4 | YYYY 形式 |
| 25 | 診断年月日 | 文字列型 | 8 | YYYYMMDD 形式 |
| 26 | 診断日精度 | 文字列型 | 1 | 0: 完全な日付 1: 閏年以外の 2/29 2: 日のみ不明 3: 月を推定 4: 月・日が不明 5: 年を推定 9: 日付なし |
| 27 | 発見経緯 | 文字列型 | 1 | 1: がん検診・健康診断・人間ドックでの発見例 3: 他疾患の経過観察中の偶然発見 4: 剖検発見 8: その他 9: 不明※2 |
| 28 | 進展度・治療前 | 文字列型 | 3 | 400: 上皮内 410: 限局 420: 領域リンパ節 430: 隣接臓器浸潤 440: 遠隔転移 777: 該当せず 499: 不明※2 |
| 29 | 進展度・術後病理学的 | 文字列型 | 3 | 400: 上皮内 410: 限局 420: 領域リンパ節 430: 隣接臓器浸潤 440: 遠隔転移 660: 手術なし・術前治療後 777: 該当せず 499: 不明※2 |
| 30 | 進展度・総合 | 文字列型 | 3 | 400: 上皮内 410: 限局 420: 領域リンパ節 430: 隣接臓器浸潤 440: 遠隔転移 777: 該当せず 499: 不明※2 |

注) 2024年4月26日時点。最新の一覧については、
https://ganjoho.jp/med_pro/cancer_control/can_reg/national/datause/general.html で確認し様式を定めること。

| 項目番号 | 項目名 | データ型 | 最長桁数 | 備考(※1:コード定義あり ※2:がん死亡者情報票のみの登録を含む) |
|------|------------------------|------|------|--|
| 31 | 外科的治療の有無 | 文字列型 | 1 | 1:有 2:無 9:施行の有無不明※2 |
| 32 | 鏡視下治療の有無 | 文字列型 | 1 | 1:有 2:無 9:施行の有無不明※2 |
| 33 | 内視鏡的治療の有無 | 文字列型 | 1 | 1:有 2:無 9:施行の有無不明※2 |
| 34 | 観血的(外科的・鏡視下・内視鏡的)治療の範囲 | 文字列型 | 1 | 1:腫瘍遺残なし 4:腫瘍遺残あり 6:手術なし 9:不明※2 |
| 35 | 放射線療法の有無 | 文字列型 | 1 | 1:有 2:無 9:施行の有無不明※2 |
| 36 | 化学療法の有無 | 文字列型 | 1 | 1:有 2:無 9:施行の有無不明※2 |
| 37 | 内分泌療法の有無 | 文字列型 | 1 | 1:有 2:無 9:施行の有無不明※2 |
| 38 | その他治療の有無 | 文字列型 | 1 | 1:有 2:無 9:施行の有無不明※2 |
| 39 | 初診病院コード | 文字列型 | 5 | 全国がん登録独自コード※1 初診:届出情報の中から最も先に受診したと考えられる病院を選択 |
| 40 | 初診病院都道府県コード | 文字列型 | 2 | 全国地方公共団体コード |
| 41 | 初診病院保健所コード | 文字列型 | 2 | ※1 |
| 42 | 初診病院医療圏コード | 文字列型 | 2 | ※1 |
| 43 | 初診病院住所 | 文字列型 | 200 | 都道府県 - 郡市区町村 - 町字までの表記 |
| 44 | 診断病院コード | 文字列型 | 5 | 全国がん登録独自コード※1 診断:届出情報の中から「がん」の診断を確定したと考えられる病院を選択 |
| 45 | 診断病院都道府県コード | 文字列型 | 2 | 全国地方公共団体コード |
| 46 | 診断病院保健所コード | 文字列型 | 2 | ※1 |
| 47 | 診断病院医療圏コード | 文字列型 | 2 | ※1 |
| 48 | 診断病院住所 | 文字列型 | 200 | 都道府県 - 郡市区町村 - 町字までの表記 |
| 49 | 観血的治療病院コード | 文字列型 | 5 | 全国がん登録独自コード※1 観血的:届出情報の外科的、体腔鏡的、内視鏡的治療のいずれか又は複数がある場合、外科的、体腔鏡的、内視鏡の優先順位で当該治療を実施したと考えられる病院を選択 |
| 50 | 観血的治療都道府県コード | 文字列型 | 2 | 全国地方公共団体コード |
| 51 | 観血的治療病院保健所コード | 文字列型 | 2 | ※1 |
| 52 | 観血的治療病院医療圏コード | 文字列型 | 2 | ※1 |
| 53 | 観血的治療病院住所 | 文字列型 | 200 | 都道府県 - 郡市区町村 - 町字までの表記 |
| 54 | 放射線治療病院コード | 文字列型 | 5 | 全国がん登録独自コード※1 |
| 55 | 放射線治療病院都道府県コード | 文字列型 | 2 | 全国地方公共団体コード |
| 56 | 放射線治療病院保健所コード | 文字列型 | 2 | ※1 |
| 57 | 放射線治療病院医療圏コード | 文字列型 | 2 | ※1 |
| 58 | 放射線治療病院住所 | 文字列型 | 200 | 都道府県 - 郡市区町村 - 町字までの表記 |

注) 2024年4月26日時点。最新の一覧については、
https://ganjoho.jp/med_pro/cancer_control/can_reg/national/datause/general.html で確認し様式を定めること。

| 項目番号 | 項目名 | データ型 | 最長桁数 | 備考 (※1:コード定義あり ※2:がん死亡者情報票のみの登録を含む) |
|------|------------------------|------|------|--|
| 59 | 薬物治療病院コード | 文字列型 | 5 | 全国がん登録独自コード※1 薬物:届出情報の化学療法、内分泌療法のいずれか又は複数がある場合、化学療法、内分泌療法の優先順位で当該治療を実施したと考えられる病院を選択 |
| 60 | 薬物治療病院都道府県コード | 文字列型 | 2 | 全国地方公共団体コード |
| 61 | 薬物治療病院保健所コード | 文字列型 | 2 | ※1 |
| 62 | 薬物治療病院医療圏コード | 文字列型 | 2 | ※1 |
| 63 | 薬物治療病院住所 | 文字列型 | 200 | 都道府県 - 郡市区町村 - 町字までの表記 |
| 64 | 原死因 | 文字列型 | 4 | ICD-10 コード |
| 65 | 原死因(和名) | 文字列型 | 128 | 原死因ががんの範囲のとき、ICD-10 コードに対応する和名 |
| 66 | 生死区分 | 文字列型 | 1 | 0:生存 1:死亡 |
| 67 | 死亡日/最終生存確認日資料源 | 文字列型 | 1 | 死亡日が存在する場合は“R,C,NC” 死亡日が存在しない場合は“R” |
| 68 | 生存期間(日) | 数値型 | 5 | 死亡年月日又は最終生存確認年月日と診断年月日から算出した年次確定集約情報の生存期間(月)×30.5の日数 |
| 69 | DCI区分 | 文字列型 | 1 | 1:DCIである 2:DCIでない DCI:DCO+遡り調査で「がん」の届出 |
| 70 | DCO区分 | 文字列型 | 1 | 1:DCOである 2:DCOでない DCO:死亡者情報票のみで登録された「がん」 |
| 71 | 患者異動動向(診断年2020年以降提供予定) | 文字列型 | 1 | 入力都道府県と診断時住所の都道府県が、 1:すべて同一 2:すべて異なる 3:一つでも異なる |
| 72 | 患者受療動向 | 文字列型 | 1 | 入力都道府県と診断時住所の都道府県が、 1:すべて一致 2:不一致を含む |
| 73 | 統計対象区分 | 数値型 | 1 | IARC/IACR 多重がん規則に基づく 1:統計対象である 2:統計対象ではない |
| 74 | 生存率集計対象区分 | 文字列型 | 1 | 0:生存率集計対象外(統計対象区分が2又はDCO区分が1) 1:生存率集計対象(性状コードが3で多重がん番号が最小) 2:生存率集計対象(1を除く第一がんを問わず性状3のもの) 3:生存率集計対象追加候補①(第一がんの性状0~2) 4:生存率集計対象追加候補②(第一がんを含まない性状0~2) |
| 75 | 集計用市区町村コード | 文字列型 | 5 | 集約患者診断時住所市区町村コードを、別途定義する定義テーブルによって、任意の年に存在する市区町村コードに置き換えたコード |
| 76 | 死亡年月 | 文字列型 | 6 | YYYYMM形式 |

様式第 2-1 号（情報の提供（病院等への提供を除く）依頼申出文書）

〇〇年〇〇月〇〇日

奈良県知事 殿

提供依頼申出者
（押印省略）

全国がん登録奈良県がん情報
匿名化が行われた全国がん登録奈良県がん情報

の提供について（申出）

標記について、がん登録等の推進に関する法律（平成 25 年法律第 111 号）

第 18 条
第 19 条
第 21 条第 8 項
第 21 条第 9 項

の規定に基づき、別紙のとおり
行います。

全国がん登録奈良県がん情報
匿名化が行われた全国がん登録奈良県がん情報

の提供の申出を

| | | | | | | | | |
|-------------------------------------|---|--------------------------------|--|--|---|---|---|--|
| 想定する 集計表・図 | (集計表・図の作成を予定する場合、想定する集計表・図の添付) | | | | | <input type="checkbox"/> 集計表・図の作成を予定する調査研究の場合は、集計表・図の様式案等の添付がある <input type="checkbox"/> 提供を受ける情報をそのまま公表する内容ではない | <input type="checkbox"/> 適切 <input type="checkbox"/> 不適切 <input type="checkbox"/> 非該当 <input type="checkbox"/> その他 | |
| 提供依頼 申出者 | ※公的機関（国の行政機関、都道府県及び市区町村）、法人等（公的機関以外の組織）、個人のいずれかの欄に記入する。 | | | | | | | |
| (公的機関) | 機関名 | 担当部局等 | 住所 〒 | | 電話番号 | <input type="checkbox"/> 利用者の所属が複数ある場合は、すべての所属及び職名又は立場が記載されている <input type="checkbox"/> 利用者の具体的な役割が記載されている | <input type="checkbox"/> 適切 <input type="checkbox"/> 不適切 <input type="checkbox"/> その他 | |
| (法人等) | 法人名 (法人番号) () | 代表者の職名 | 代表者の氏名 (ふりがな) () | 住所 〒 | 電話番号 | <input type="checkbox"/> 利用者の情報の利用場所について記載されている | | |
| (個人) | 氏名 (ふりがな) () | 生年月日 ※西暦 | 所属機関 | | 所属部署 | | | |
| | 職名 | 住所 〒 | | 電話番号 | メールアドレス | | | |
| 利用者 ※10名を超える場合は別紙として添付する。 | 氏名 | 所属機関 ○○大学医学部 ○○講座 | 職名 教授 准教授 助教 部長 | 申出上の立場及び研究における役割 提供依頼申出者 統括利用責任者 分析結果解釈助言 利用責任者 分析方法助言 利用者 分析 利用責任者 分析方法助言 | 利用場所 ① (名称又は集計、分析等を行う場所の番号等) ① ① ② | | | |

| | | | | | | |
|---|--|----|-----------|---|---|---|
| | 〇〇大学医学部 附属病院〇〇科 | 医長 | 利用者 分析 | ② | | |
| 誓約書 | (様式第 2-3 号の添付) | | | | <input type="checkbox"/> 利用者全員の誓約書が添付されている | <input type="checkbox"/> 適切 <input type="checkbox"/> 不適切 <input type="checkbox"/> その他 |
| 研究実績を示す書類 | (第 21 条第 3 項及び第 8 項の規定に基づく場合、論文・報告書等の添付) | | | | <input type="checkbox"/> 実績を 2 以上有することを証明する書類 (論文・報告書等) が添付されている | <input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適切 <input type="checkbox"/> 非該当 <input type="checkbox"/> その他 |
| 委託の有無 | 有・無 有の場合 (委託契約書等又は様式第 4-2 号の添付) | | | | <input type="checkbox"/> 調査研究の一部を委託する場合には、委託契約書等の書類が添付されている | <input type="checkbox"/> 適切 <input type="checkbox"/> 不適切 <input type="checkbox"/> 非該当 <input type="checkbox"/> その他 |
| 利用期間 | ①又は②のいずれか早い日を選択する。 <input type="checkbox"/> ①提供を受けた日から_____年 (※) を経過した日が属する年の 12 月 31 日までの期間 <input type="checkbox"/> ②当該匿名化された (匿名化された) 全国がん登録奈良県がん情報を利用するがんに係る調査研究を実施する期間の末日 (※) がんに係る調査研究の性質上、(匿名化された) 全国がん登録奈良県がん情報を 5 年以上にわたり分析する必要がある場合は、最大 15 年 | | | | <input type="checkbox"/> 調査研究の期間に照らして、必要な期間が具体的に明記されている | <input type="checkbox"/> 適切 <input type="checkbox"/> 不適切 <input type="checkbox"/> その他 |
| 利用場所、 利用する環境、保管 場所、管理方法及び 利用後の処理 | 集計、分析等を行う場所： ※利用者との対応が分かるよう必要に応じて番号等を振る。 ① 〇〇大学医学部〇〇講座第一研究室 ② 〇〇大学医学部附属病院がん対策研究所サーバ管理室 1 保管を行う場所： ※集計、分析等を行う場所との対応が分かるよう必要に応じて番号等を振る。 ①' 〇〇大学医学部〇〇講座第一研究室 ②' 〇〇大学医学部附属病院がん対策研究所サーバ管理室 1 <input type="checkbox"/> 利用する情報に合わせ、別添 2 「利用者が行う安全管理措置」に記載の対策が全て講じられている。 <input type="checkbox"/> 別添 2 別紙 1 「利用者が行う安全管理措置の確認」が添付されている | | | | <input type="checkbox"/> 情報の利用場所について記載されている <input type="checkbox"/> 利用者が行う安全管理措置に示された措置が全て講じられている | <input type="checkbox"/> 適切 <input type="checkbox"/> 不適切 <input type="checkbox"/> その他 |

| | | | | |
|-------------------------|---|--|---|--|
| <p>倫理審査の状況</p> | <p>法第 21 条に規定されている目的の調査研究である場合 承認・未承認</p> <p>承認の場合 (倫理審査結果通知書等の添付)</p> | <p><input type="checkbox"/> 法第 21 条に規定されている目的の調査研究である場合、当該研究計画について倫理審査委員会の承認状況の記載がある</p> <p><input type="checkbox"/> 倫理審査委員会で承認されている場合、倫理審査結果通知書等の添付がある</p> | <p><input type="checkbox"/> 適切 <input type="checkbox"/> 不適切 <input type="checkbox"/> 非該当 <input type="checkbox"/> その他</p> | |
| <p>同意書又は同意代替措置を示す書類</p> | <p>(第 21 条第 3 項又は第 8 項の規定に基づく提供を受ける場合、当該研究にかかる説明・同意文書又は同意代替措置が講じられていることを示す書類の添付)</p> | <p><input type="checkbox"/> 同意を得ていることが分かる書類が添付されていること</p> <p><input type="checkbox"/> 法附則第 2 条第 1 項に該当する調査研究の場合は、政令附則第 2 条第 3 項に該当する調査研究であること及び同意代替措置に関する指針に従った措置が講じられていることを判断できる書類が添付されていること</p> <p><input type="checkbox"/> 同意を得ることががんに係る調査研究の円滑な遂行に支障を及ぼすことに係る認定を申請する場合、様式第 3-2 号が添付されていること</p> | <p><input type="checkbox"/> 適切 <input type="checkbox"/> 不適切 <input type="checkbox"/> 非該当 <input type="checkbox"/> その他</p> | |
| <p>調査研究成果の公表方法</p> | <p>利用期間内に以下の方法で公表する予定</p> <p><input type="checkbox"/> 学会又は研究会での公表</p> <p><input type="checkbox"/> 学術誌への投稿</p> <p><input type="checkbox"/> 研究班や所属組織の報告書での公表</p> <p><input type="checkbox"/> ウェブサイトでの公表</p> <p><input type="checkbox"/> その他 (具体的な方法を記載)</p> | <p><input type="checkbox"/> 研究成果の公表方法が示されている</p> | <p><input type="checkbox"/> 適切 <input type="checkbox"/> 不適切 <input type="checkbox"/> その他</p> | |
| <p>その他 特記事項</p> | | | <p><input type="checkbox"/> 適切 <input type="checkbox"/> 不適切 <input type="checkbox"/> 非該当 <input type="checkbox"/> その他</p> | |

| 事務担当者 連絡先 | 氏名 | 所属機関 | 職名 | 住所 | 電話番号 | メールアドレス | □ 事務担当者の連絡先等が全て記載されている | | |
|--------------|----|------|----|----|------|---------|------------------------|--|--|
| | | | | 〒 | | | | | |

| | 利用する情報の範囲 | 記入（半角英数字） | 単位・コード | | 利用する情報の範囲 | 記入（半角英数字） | 単位・コード | | 利用する情報の範囲 | 記入（半角英数字） | 単位・コード |
|---|-----------|-----------|-------------------------------------|---|----------------|-----------|-------------|---|-----------|-----------|--------------------------------------|
| ア | 診断年次（開始年） | | （年から）※西暦 | ウ | がんの種類（ICD10） | | （ICD10 コード） | エ | 性別 | | （性別コード）3：全て（不明含む）／0：両性／1：男性のみ／2：女性のみ |
| | 診断年次（終了年） | | （年まで）※西暦 | | 又は | | | | 年齢（下限） | | （歳以上）※2 |
| イ | 地域 | | 全国地方公共団体コード 奈良県：29 市町村：市町村コード | ウ | がんの種類（ICD-0-3） | | （局在コード）※1 | オ | 年齢（上限） | | （歳未満）※2 |
| | | | | | | | （形態コード）※1 | | | | |

※1：ICD-03.2 参照

※2：1歳未満は月齢

様式第 2 -1 号 別紙 2

左欄の基本提供項目に加えて、以下の太枠内に○をつけた選択提供項目の提供を希望する（不要な項目は空欄とする）。（※）様式第 1 号別紙 1 の項目番号

| 番号 (※) | 【基本提供項目】 | 提供 | 番号 | 【選択提供項目：診療情報等】 | 提供 | 番号 | 【選択提供項目：診療情報等】 | 提供 | 番号 | 【選択提供項目：病院地理情報等】 | 提供 |
|-----------|-----------------|----|--------------|--------------------------|----|-------------|--------------------------|----|-----------------------|------------------|----|
| 1 | 行番号 | ○ | ■発見経緯基本提供項目 | | | ■治療項目基本提供項目 | | | ■保健所区分 | | |
| 4 | 性別 | ○ | 27 | 発見経緯 | | 31 | 外科的治療の有無 | | 41 | 初診病院保健所コード | |
| 5 | 診断時年齢 | ○ | ■小児がん基本提供項目 | | | 32 | 鏡視下治療の有無 | | 46 | 診断病院保健所コード | |
| 7 | 診断時患者住所都道府県コード | ○ | 6 | 診断時年齢(小児用) | | 33 | 内視鏡的治療の有無 | | 51 | 観血的治療病院保健所コード | |
| 12 | 側性 | ○ | 21 | IARC-ICCC3 コード (小児用がん分類) | | 34 | 観血的 (外科的・鏡視下・内視鏡的) 治療の範囲 | | 56 | 放射線治療病院保健所コード | |
| 13 | 局在コード (ICD-0-3) | ※3 | 22 | ICCC (英名) | | 35 | 放射線療法の有無 | | 61 | 薬物治療病院保健所コード | |
| 14 | 診断名 (和名) | ※3 | ■多重がん基本提供項目 | | | 36 | 化学療法の有無 | | ■医療圏区分 | | |
| 15 | 形態コード (ICD-0-3) | ※3 | 2 | 提供情報患者番号 | | 37 | 内分泌療法の有無 | | 42 | 初診病院医療圏コード | |
| 16 | 性状コード (ICD-0-3) | ○ | 3 | 多重がん番号 | | 38 | その他治療の有無 | | 47 | 診断病院医療圏コード | |
| 17 | 分化度 (ICD-0-3) | ※3 | ■生存率基本提供項目 | | | ■受療動向基本提供項目 | | | 52 | 観血的治療病院医療圏コード | |
| 18 | 組織診断名 (和名) | ※3 | 66 | 生死区分 | | 71 | 患者異動動向 | | 57 | 放射線治療病院医療圏コード | |
| 19 | ICD-10 コード | ※4 | 67 | 死亡日/最終生存確認日資料源 | | 72 | 患者受療動向 | | 62 | 薬物治療病院医療圏コード | |
| 20 | ICD-10 (和名) | ※4 | 68 | 生存期間 (日) | | 39 | 初診病院コード | | ■所在地 | | |
| 23 | 診断根拠 | ○ | 74 | 生存率集計対象区分 | | 40 | 初診病院都道府県コード | | 43 | 初診病院住所 ※6 | |
| 24 | 診断年 | ○ | ■生存率選択提供項目 | | | 44 | 診断病院コード | | 48 | 診断病院住所 ※6 | |
| 69 | DCI 区分 | ○ | 64 | 原死因 (ICD-10) | | 45 | 診断病院都道府県コード | | 53 | 観血的治療病院住所 ※6 | |
| 70 | DCO 区分 | ○ | 65 | 原死因 (和名) | | 49 | 観血的治療病院コード | | 58 | 放射線治療病院住所 ※6 | |
| 73 | 統計対象区分 | ○ | 76 | ■死亡年月 | | 50 | 観血的治療都道府県コード | | 63 | 薬物治療病院住所 ※6 | |
| | | | ■診断日詳細基本提供項目 | | | 54 | 放射線治療病院コード | | 【選択提供項目：患者診断時住所地理的属性】 | | |
| | | | 25 | 診断年月日 ※5 | | 55 | 放射線治療病院都道府県コード | | 8 | ■診断時患者住所保健所コード | |
| | | | 26 | 診断日精度 | | 59 | 薬物治療病院コード | | 9 | ■診断時患者住所医療圏コード | |
| | | | ■病期基本提供項目 | | | 60 | 薬物治療病院都道府県コード | | 10 | ■診断時患者住所市区町村コード | |
| | | | 28 | 進展度・治療前 | | | | | 11 | ■診断時患者住所 ※6 | |
| | | | 29 | 進展度・術後病理学的 | | | | | 75 | ■集計用市区町村コード | |
| | | | 30 | 進展度・総合 | | | | | | | |

※3：ウで ICD-0-3 を選択した場合提供する。

※4：ウで ICD10 を選択した場合提供する。

※5：診断年月日は、調査研究の目的に応じて、特に必要と認められる場合に提供する。

(必要な限度での提供のため、診断年月でも良い場合は、診断年月までの提供となる。)

※6：住所は、他のがん登録情報との組み合わせによっては匿名性が著しく低下する恐れがあるため、地域性の分析を目的とする等必要条件を満たした場合のみ提供する。

1. 情報の利用場所の組織的、物理的及び技術的安全管理措置状況について
(組織的)

*以下、非匿名化情報の申請時のみ

* 統括利用責任者は、個人情報の漏洩等の事故発生時の対応手順を、整備している。

(具体的に記載)

(物理的)

*以下、非匿名化情報の申請時のみ

* 個人情報の利用場所及び保存区画は、他の業務から独立した部屋である。

* 利用責任者は、利用場所への入室を許可する者の範囲を明らかにしている。

* 利用責任者は、利用場所の入退室時の手続きを明らかにしている。

* 機器類 (プリンタ、コピー機、シュレッダなど) は、他の業務と共用せず、利用場所内に設置している。

* 個人情報の保存区画の施錠は、前室と利用場所等、二重にしている。

(具体的に記載)

2. 情報の利用時の電子計算機等の物理的及び技術的安全管理措置状況について
(技術的)

システム管理者によって管理されている不正侵入検知・防御システム及びウイルス対策機能のあるルータで接続されたネットワーク環境を構築している。

情報を取り扱う PC 及びサーバは、ログインパスワードの設定を行っている。

ログインパスワードを 8 桁以上に設定し、第三者が容易に推測できるものは避けている。

ログインパスワードを定期的に変更し、以前設定したものの使い回しは避けている。

ログインパスワードを第三者の目につくところにメモしたり、貼付したりしていない。

外部ネットワークと接続する電子媒体 (USB メモリ、CD-R など) を、情報を取り扱う PC 等に接続する場合は、ウイルス等の不正なソフトウェアの混入がないか、最新のウイルス定義パターンファイルを用いて確認している。

情報を取り扱う PC 等は、安全管理上の脅威 (盗難、破壊、破損)、環境上の脅威 (漏水、火災、停電) からの保護にも配慮している。

(具体的に記載)

*以下、非匿名化情報の申請時のみ

* 個人情報を取り扱う PC 等は、スタンドアロン又は物理的若しくは論理的に外部ネットワークから独立した有線的环境である。

様式第 2-1 号 別紙 3 利用者が行う安全管理措置の確認

* 個人情報を取り扱う PC 及びサーバは、生体認証と他の方法との組み合わせによる多要素認証としている。

* 情報を取り扱う PC 及びサーバにチェーン固定等の盗難防止策を講じている。

(具体的に記載)

3. 情報、中間生成物及び成果物を保存する媒体の種類及びその保管場所並びに保管場所の組織的、物理的及び技術的安全管理措置状況について

(物理的)

情報を含む電子媒体及び紙媒体を保管する鍵付きキャビネット等を整備している。

情報を保存するロッカー、キャビネットは、施錠可能な利用場所に設置している。

(具体的に記載)

別添 2 利用者が行う安全管理措置

1. 基本的な安全管理対策と推奨される安全管理対策

法に規定されている秘密保持義務は、国又は国立がん研究センターにおいて全国がん登録情報等の取扱いの事務に従事する職員や、都道府県がん情報等の取扱いの事務に従事する都道府県職員に規定されているのと同様に、法第33条では、全国がん登録情報若しくは都道府県がん情報の提供を受けた者にも秘密保持義務が課せられることが規定されている。また、全国がん登録情報及び都道府県がん情報の機微性や、事業自体の重要性から、法第6章において、こうした規定に反して秘密を漏らした者は、厳格に処罰されることが規定されており、情報漏えいのリスクに対する安全管理措置として、組織的、物理的、技術的、人的な対策をとるべきである。なお、本文書における「対策」とは、利用者が実施可能と考えられ、かつ確実に実現すべきことである。

1.1. 組織的安全管理対策

組織的安全管理対策とは、統括利用責任者が、利用場所における安全管理について、自らの責任とすべての利用者の権限を明確に定め、その実施状況を日常の自己点検等によって確認することをいう。組織的安全管理対策には以下の事項が含まれる。

- ア. 安全管理対策を講じるための組織体制の整備
- イ. 個人情報の取扱状況を一覧できる手段（個人情報取扱台帳）の整備
- ウ. 利用者の安全管理対策の評価方法の整備とその見直し及び改善
- エ. 事故（情報の漏えい等）又は違反（従事者の運用管理規程違反等）への対処方法の整備

【対策】

- ① 統括利用責任者は、各利用場所に、情報の利用責任者を置き、体制を整備する。
- ② 利用責任者は、申出文書に基づき利用場所ごとの利用者を把握し、それぞれの作業分担と処理してよい情報の範囲を明記する。
- ③ 統括利用責任者は、取り扱う情報の種類ごとに、保管及び廃棄に関する一覧を整備する。一覧には、以下の項目を含む。
 - (ア) 保管期限
 - (イ) 保管方法
 - (ウ) 保管場所
 - (エ) 廃棄方法
- ④ 利用者は、定められた担当範囲と手続きに従い、情報を適切に取り扱う。利用責任者は、利用者が、申出文書に定められた利用方法や安全管理措置を遵守することを管理し、万一、違反している事実又は兆候に気付いた場合は、速やかに是正するとともに、窓口組織に報告する。
- ⑤ 統括利用責任者は、国内外を問わず、利用者による情報の利用状況等について、継続的に管理・監督を行い、違反の有無に関わらず、毎年3月（利用開始1年未満の場合を除

く)に、情報の利用状況及び調査研究の進捗を国立がん研究センター又は都道府県の窓口組織に簡易的に報告する。

- ⑥ 統括利用責任者は、厚生労働大臣又は都道府県知事より、報告の要請、助言、勧告及び命令があった場合には、外部監査の受入を含め、現状を把握し、対策を実施し、結果を取りまとめ、窓口組織に報告する。

※関連する法による規定（法第36条、第37条、第38条）

（報告の徴収）

第三十六条 厚生労働大臣及び都道府県知事は、この節の規定の施行に必要な限度において、第三節の規定により全国がん登録情報若しくは都道府県がん情報の提供を受けた者（都道府県知事及び市町村長を除く。次条において同じ。）又は当該提供を受けた者からこれらの情報の取扱いに関する事務若しくは業務の委託を受けた者に対し、これらの情報の取扱いに関し報告をさせることができる。

（助言）

第三十七条 厚生労働大臣及び都道府県知事は、この節の規定の施行に必要な限度において、第三節の規定により全国がん登録情報又は都道府県がん情報の提供を受けた者に対し、これらの情報の取扱いに関し必要な助言をすることができる。

（勧告及び命令）

第三十八条 厚生労働大臣及び都道府県知事は、前条に規定する者が第三十条第一項、第三十一条第一項又は第三十二条の規定に違反した場合において個人の権利利益を保護するため必要があると認めるときは、当該者に対し、当該違反行為の中止その他違反を是正するために必要な措置をとるべき旨を勧告することができる。

2 厚生労働大臣及び都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかった場合において個人の権利利益が不当に害されるおそれがあると認めるときは、当該者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

3 厚生労働大臣及び都道府県知事は、前二項の規定にかかわらず、第三十六条に規定する者が第三十条、第三十一条又は第三十二条の規定に違反した場合において個人の重大な権利利益を害する事実があるため緊急に措置をとる必要があると認めるときは、当該者に対し、当該違反行為の中止その他違反を是正するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

以下、非匿名化情報の利用者のみ（*）

- ⑦ （*）統括利用責任者は、個人情報情報の漏えい等（漏えい、滅失又は毀損）の事故が発生した場合、若しくは発生の可能性が高いと判断した場合の対応の手順を整備する。事故時対応手順には、以下の項目を含む。

（ア）発見者から統括利用責任者への報告

（イ）発見者から報告を受けた利用責任者から統括利用責任者への報告

（ウ）統括利用責任者から窓口組織への報告

（エ）報告先の連絡方法（休日・夜間、連絡がつかない場合の対応を含む）

（オ）事実確認、原因究明、漏えい停止措置

（カ）影響範囲の特定

（キ）再発防止策の検討・実施

(ク) 不正アクセス行為の禁止等に関する法律等の法令に定めるところによる対処

1.2. 物理的安全管理対策

利用者の作業においては、情報及び中間生成物を電子媒体、PC等の情報機器の中、あるいは紙媒体で保管・管理を行っている。物理的安全管理対策とは、これらの媒体や情報を取り扱うPC等を管理するに当たって、盗難、紛失、窃視等を防止することである。物理的安全管理対策には以下の事項が含まれる。

ア. 利用場所の入退室の管理

イ. 盗難、窃視等の防止

ウ. 機器・装置・情報媒体等の盗難や紛失防止も含めた物理的な保護及び措置

【対策】

- ① 情報を含む電子媒体及び紙媒体は、利用を行う利用場所及び物理的保存を行っている区画から持ち出さず、鍵付きキャビネット等に施錠保管し、利用者は施錠されていることを、作業終了時に確認する。
- ② USB等の可搬電子媒体に情報を保存し保管している場合、現物の確認ができるように保管対象の電子媒体リスト（提供を受けた日や廃棄日を含める）を作成する。
- ③ 情報が保存されているロッカー、キャビネットは、施錠可能な利用場所（情報の保管場所を含む）に設置する。
- ④ 利用場所（情報の保管場所を含む）が無人のときは施錠する。
- ⑤ 情報を取り扱うPC等は、安全管理上の脅威（盗難、破壊、破損）のみならず、環境上の脅威（漏水、火災、停電）からの物理的な保護にも配慮する。

以下、非匿名化情報の利用者のみ（*）

- ⑥ （*）情報を含む電子媒体及び紙媒体が保管されている鍵付きキャビネット等の鍵の使用を管理すると共に、当該キャビネット等の鍵についても鍵付きボックス等に収納し、利用者が当該ボックス等の鍵を管理する。
- ⑦ （*）個人情報の利用を行う利用場所並びに個人情報の物理的保存を行っている区画は、個人情報や機微情報を扱わない他の業務から独立した区画として確保する。
- ⑧ （*）利用責任者は、利用場所の設置状況に応じて、利用場所あるいは利用場所を含む部屋への入室を許可する者の範囲を明らかにする。
- ⑨ （*）利用責任者は、利用場所の設置状況に応じて、入退室時（夜間・休日を含む）の手続きを明らかにする。
- ⑩ （*）利用場所に必要な機器類（プリンタ、コピー機、シュレッダ等）は、個人情報や機微情報を扱わない他の業務と共用せず、利用場所内に設置する。
- ⑪ （*）個人情報の保存区画へのアクセスは、前室と利用場所の二重施錠、建物入口での

身分証の提示や電子入館と利用場所の物理錠、等多要素管理している。

- ⑫ (*)利用者以外が、保守作業等により情報を取り扱う PC 等に直接アクセスする作業の際は、利用責任者が、作業者・作業内容・作業結果等の確認を行う。
- ⑬ (*)個人情報を取り扱う PC 及びサーバに盗難防止策を講じる(セキュリティチェーン等による固定、施錠したサーバラック内への設置等)。

1.3. 技術的安全管理対策

技術的安全管理措置とは、情報及びそれを取り扱う PC 等へのアクセス制御、不正ソフトウェア対策、監視等をいう。技術的な対策のみで全ての脅威に対抗できる保証はなく、一般的には運用による対策との併用は必須である。技術的安全管理対策には以下の事項が含まれる。

- ア. 利用者の識別及び認証
- イ. 情報の区分管理とアクセス権限の管理
- ウ. アクセスの記録 (アクセスログ)
- エ. 不正ソフトウェア対策
- オ. ネットワーク上からの不正アクセス対策

【対策】

- ① システム管理者によって管理されている不正侵入検知・防御システム及びウイルス対策機能のあるルータで接続されたネットワーク環境を構築する。
- ② 情報を取り扱う PC 及びサーバに、ログインパスワードの設定を行う。
- ③ ログインのためのパスワードを 8 桁以上のものに設定し、第三者が容易に推測できるものは避ける。
- ④ ログインのためのパスワードを定期的に変更し、以前設定したものの使い回しは避ける。ただし、2 要素認証を採用している場合、必ずしもパスワードに定期的な変更は求めない。
- ⑤ パスワードを第三者の目につくところにメモしたり、貼付したりしない。
- ⑥ 外部ネットワークと接続する電子媒体 (USB メモリ、CD-R 等) を、情報を取り扱う PC 等に接続する場合は、ウイルス等の不正なソフトウェアの混入がないか、最新のウイルス定義パターンファイルを用いて確認する。

以下、非匿名化情報の利用者のみ (*)

- ⑦ (*)個人情報を取り扱う PC 等は、スタンドアロン又は物理的若しくは論理的に外部ネットワークからの侵入に対策された環境とする。
- ⑧ (*)個人情報を取り扱う PC 及びサーバは、生体認証と他の方法との組み合わせによる多要素認証とする。

1.4. 人的安全管理対策

人的安全管理措置とは、秘密保持義務と違反時の罰則に関する規程について、統括利用責任者及び利用責任者は自ら学習し、利用者に、教育・訓練等を行うことをいう。

【対策】

① 統括利用責任者及び利用責任者は、以下の内容を含む情報に関する規程等及び各利用者の役割並びに責任について、自ら学習し、すべての利用者に説明を行う。

1) 情報に関する規程等

- 法に規定される秘密保持義務（法第 33 条及び第 34 条）の規定

（受領者等に係る全国がん登録情報の取扱いの事務等に従事する者等の秘密保持義務）

第三十三条 第三節の規定により全国がん登録情報若しくは都道府県がん情報の提供を受けた場合におけるこれらの情報の取扱いの事務若しくは業務に従事する者若しくは従事していた者又は当該提供を受けた者からこれらの情報の取扱いに関する事務若しくは業務の委託があった場合における当該委託に係る業務に従事する者若しくは従事していた者は、それぞれその事務又は業務に関して知り得たこれらの情報に関するがんの罹患等の秘密を漏らしてはならない。

（受領者等に係る全国がん登録情報の取扱いの事務等に従事する者等のその他の義務）

第三十四条 第三節の規定により全国がん登録情報若しくは都道府県がん情報若しくはこれらの情報の匿名化が行われた情報の提供を受けた場合におけるこれらの情報の取扱いの事務若しくは業務に従事する者若しくは従事していた者又は当該提供を受けた者からこれらの情報の取扱いに関する事務若しくは業務の委託があった場合における当該委託に係る業務に従事する者若しくは従事していた者は、それぞれその事務又は業務に関して知り得たこれらの情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

- 本マニュアル（別添 1、別添 2 の内容を含む）

- その他別途付与された条件等

2) 各利用者の役割及び責任

3) 業務離任後の秘密保持

② 利用責任者は、利用者が追加された場合は、当該利用者に対し情報に関する規程等、各利用者の役割及び責任について説明を行う。

③ 利用責任者は、利用者が業務を離れるときは、当該利用者に対し離任後の秘密保持に関して説明を行う。

④ 利用責任者は、情報を取り扱う PC 等の保守作業やネットワーク環境構築及び維持保守を外部に委託する場合の手続きを明らかにする。契約が、利用者単独の契約でない場合、秘密保持義務契約の内容を確認し、必要な対策を講じる。

利用責任者は、作業の一部を外部に委託する場合、外部の受託者においても、本書の規定が遵守されるよう、委託契約書に情報の安全管理について記載した上で、契約時に説明を行う。

2. 作業内容から見た安全管理対策

利用者の作業内容に沿って、基本的な安全管理対策と推奨される安全管理対策を踏まえて、手順に明らかにすべき具体的な内容と対策を示す。各作業項目では、担当者を明らかにし、個人情報の取扱いに関する具体的な手続きを明らかにする。

2.1. 入退室管理

他の業務から独立した利用場所を確保し、入退室の手続きを定め、権限のない者が利用場所に入退室することを防ぐ。

【対策】

- ① 利用責任者は、利用場所あるいは利用場所を含む部屋の施錠の手続き（鍵の管理方法を含む）を明らかにする。

以下、非匿名化情報の利用者のみ（*）

- ② （*）利用責任者は、利用場所の設置状況に応じて、利用場所あるいは利用場所を含む部屋への入室を許可する者の範囲を記述し、入退室管理簿を確認する作業管理者と、入退室管理簿の更新や保管を実施する担当者を明らかにする。
- ③ （*）利用場所（情報の保管場所を含む）が独立している場合には、最初の入室者による開錠と、最終退出者による施錠について入退出者名や時刻の記録をとり保管する。
- ④ （*）利用場所（情報の保管場所を含む）が独立している場合には、個人情報の物理的保存を行っている区画に入退した者については入退室管理簿に記録の上、利用責任者が定期的に記録の確認を行う。

2.2. 移送

情報の移送には、配達記録が残る手段を利用する。電子媒体については、ウイルス混入対策がされたもの又は未使用品を使用することとする。

個人情報を取り扱う場合は、暗号化して送付した後、受け取り側で権限のある者のみが両者を復号する。

【対策】

- ① 統括利用責任者は、移送の担当者を明確にする。
- ② 統括利用責任者は、移送先と情報を含む資料の種類（形態）に応じて、移送の手続きを明らかにする。
- ③ 統括利用責任者は、移送に関する記録の手続きを明らかにする。

以下、非匿名化情報の利用者のみ（*）

- ⑤ （*）個人情報を含む資料の移送には、予め受け取り側が準備する受け取り側の住所と、赤字で「親展」、「取扱注意」が記載された封筒を用いる。
- ⑥ （*）個人情報を含む資料を移送する場合には、追跡サービス付きの手段（レターパック、書留、特定記録郵便、ゆうパック等）を利用する。
- ⑦ （*）移送する電子ファイルには、強固な暗号化方法を採用する。
- ⑧ （*）統括利用責任者は、利用者が自ら資料を持ち運ぶ場合の手続きを明らかにする。
- ⑨ （*）利用者が自ら資料を運搬する場合、移送中は当該資料に対して、常に人を付ける。
- ⑩ （*）利用者が紙の資料を運搬する場合、鞆や紙袋に入れる等、外部の人間が資料を直接見ることができないようにする。
- ⑪ （*）利用者と窓口組織を結ぶネットワークとして、厚生労働省が安全性を確認したものを除き、個人情報を含む資料を、インターネットを介して移送すること（電子メールへの添付等）を禁ずる。

2.3. 情報処理

情報処理とは、提供された情報の集計・統計分析に係る作業をいう。

【対策】

- ① 統括利用責任者は、情報処理の担当者を明確にする。
- ② 統括利用責任者は、各利用者が担当する情報処理の範囲と情報処理の手続き、方法を明らかにする。
- ③ 利用責任者は、情報処理作業開始時、途中離席時、終了時について、情報を取り扱う PC 等と資料の取扱い手続きを明確にする。
- ④ 利用責任者は、情報処理に用いる PC と作業場所を限定する。

2.4. 保管・廃棄

資料は、応諾された利用期間内に申し出た方法で保管する。応諾された利用期間を過ぎたもの、あるいは利用期間内であっても不要となった資料は、迅速かつ安全に廃棄する。

【対策】

- ① 統括利用責任者は、保管の担当者を明確にする。
- ② 利用責任者は、各利用者が保管してよい資料の種類と保管の手続き、方法を明らかにする。
- ③ 資料の利用場所（情報の保管場所を含む）以外への持ち出しを禁止する。
- ④ 統括利用責任者は、廃棄の担当者を明確にする。

- ⑤ 利用責任者は、各利用者が廃棄してよい資料の種類と廃棄の手続き、方法を明らかにする。
- ⑥ 利用責任者は、廃棄の作業記録を残す。
- ⑦ 廃棄を外部に委託する場合、統括利用責任者は外部の受託者の作業について確認する。

以下、非匿名化情報の利用者のみ（*）

- ⑧ （*）電子ファイルの保存には、ファイル及び電子媒体それぞれのパスワードや個人認証による保護等、複数の技術的・物理的安全管理措置を講じる。
- ⑨ （*）個人情報を含む紙資料はシュレッダ等、復旧ができないような方法で廃棄する。具体的には以下の方法若しくは以下に相当する廃棄方法をとるものとする。
 - 裁断：ペーパーシュレッダは幅 1mm 以下、かつ面積 10mm² 以下のものの単体処理、又は幅 2mm 以下、かつ裁断面積が 30mm² 以下のクロスカット式又はマイクロクロスカット式のものと同溶解・焼却等の併用処理とする。
 - 溶解・焼却
- ⑩ （*）個人情報を含む資料の廃棄の作業場所は、利用者以外の者があまり出入りしないような部屋や、動線上、第三者が通る必要のない場所や、廊下の端等に限定する。
- ⑪ （*）個人情報が印刷された紙資料を利用者が利用場所外部で廃棄するような場合、複数名で実施する。
- ⑫ （*）統括利用責任者は、情報を取り扱った PC 及びサーバ、記録・保管している電子媒体を廃棄する手続きを明らかにする。
- ⑬ （*）PC や電子媒体の廃棄に当たっては、内部データ消去の専用ソフトウェアを利用するか、若しくはデータ記憶領域を物理的に破壊して再利用不可能な状態にする。具体的には、以下の方法若しくは以下に相当する廃棄方法をとるものとする。
 - CD 等は、メディアシュレッダやはさみによる切断等により物理的に破壊する。USB メモリも、物理的破壊が必要である。
 - PC 及びサーバは、データの複数回上書き、消去用ソフトの利用で処理する。

2.5. PC 管理

情報を取り扱う PC 等を維持するためには、定期的な保守が必要である。保守作業には、PC に障害を来さないためのソフトウェア更新等の対策、障害発生時に被害を最小限にとどめるための PC 異常の早期発見や迅速な応急処置等の対策、障害を是正し通常業務に戻るために行う復旧作業がある。障害対応時において、原因特定や解析のために障害発生時の情報の利用、利用中の情報を救済するために情報へのアクセスが必要な場合がある。

【対策】

- ① 統括利用責任者は、情報を取り扱う PC 等を管理する担当者を明確にする。
- ② 統括利用責任者は、情報を取り扱う PC 等の構成と設置場所を明らかにする。
- ③ 利用場所内での業務に用いる PC の外部持ち出しは禁止する。
- ④ 管理者用パスワードは不測の場合に対応できる管理方法をとる。
- ⑤ 情報を取り扱う PC 等へのユーザ登録は、利用者が実施する。
- ⑥ 統括利用責任者は、利用者が担当する情報処理の範囲に応じてアクセス可能範囲を定める。

2.6. 利用者からの窓口組織への問合せ

情報の内容に疑義が生じた場合、利用者は、窓口組織に問合せをして疑義照会を行う。

【対策】

- ① 統括利用責任者は、窓口組織への問合せを行う担当者を明確にする。担当者は原則として統括利用責任者とする。
- ② 統括利用責任者は、情報に関わる問合せについて、予め窓口組織と相談の上、問合せの手続きを明らかにする。
- ③ 研究に参加している患者や患者家族への情報の提供は禁止する。
- ④ 公表前の情報に関する、窓口組織以外の外部からの問合せには、回答しない。外部からの問合せ者には以下が想定される。
 - ア. 病院等、医師会、市町村、保健所、都道府県庁等
 - イ. 学術団体等
 - ウ. 新聞、雑誌、テレビ等のマスメディア等
 - エ. 患者、患者家族、医師、一般市民等

以下、非匿名化情報の利用者のみ（*）

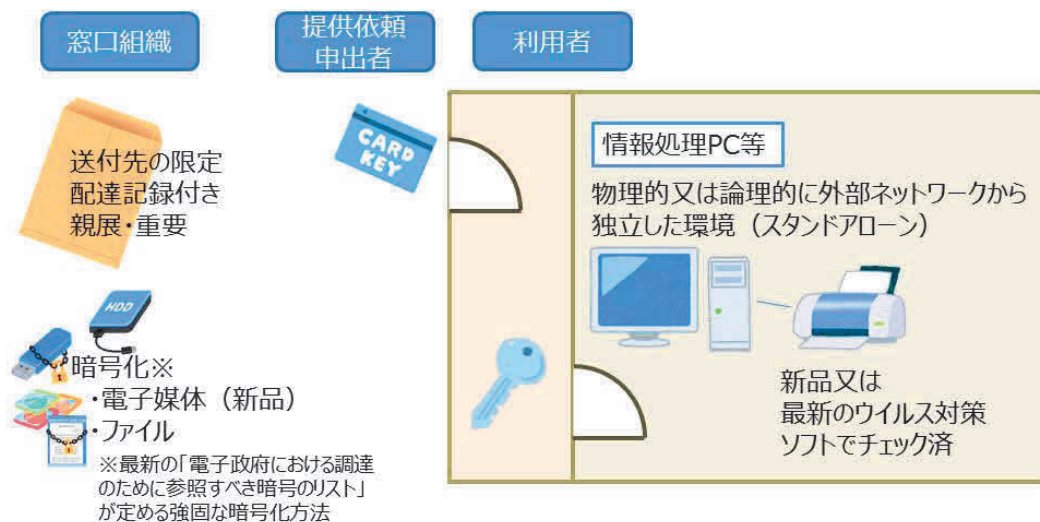
- ⑤ （*）文書による窓口組織への個人情報の照会の場合、依頼状、返信用封筒ともに、「2. 移送」に定めた手段を用いる。
- ⑥ （*）電話による窓口組織への個人情報の照会は、禁止する。
- ⑦ （*）一般回線の FAX による窓口組織への個人情報の照会は、禁止する。
- ⑧ （*）利用者と窓口組織を結ぶ回線については、厚生労働省が安全性を確認したものを除き、インターネットを利用した電子メール等による個人情報の照会は禁止する。

3. 図説

非匿名化情報

1. ひとりで使う

提供された情報及び中間生成物を情報処理PC等のみに保管し、取り扱う。



非匿名化情報

2. 複数利用者が使う①

提供された情報及び中間生成物を情報処理PC等のみに保管し、取り扱う。

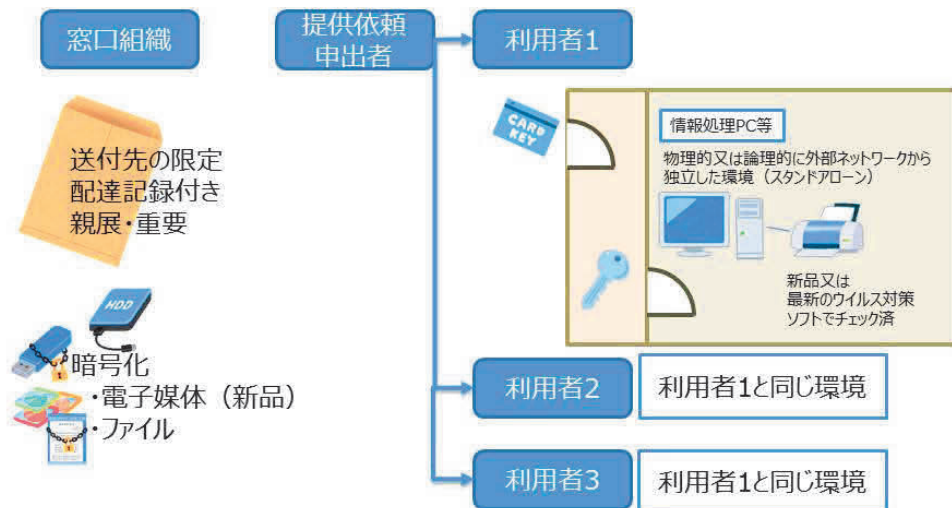
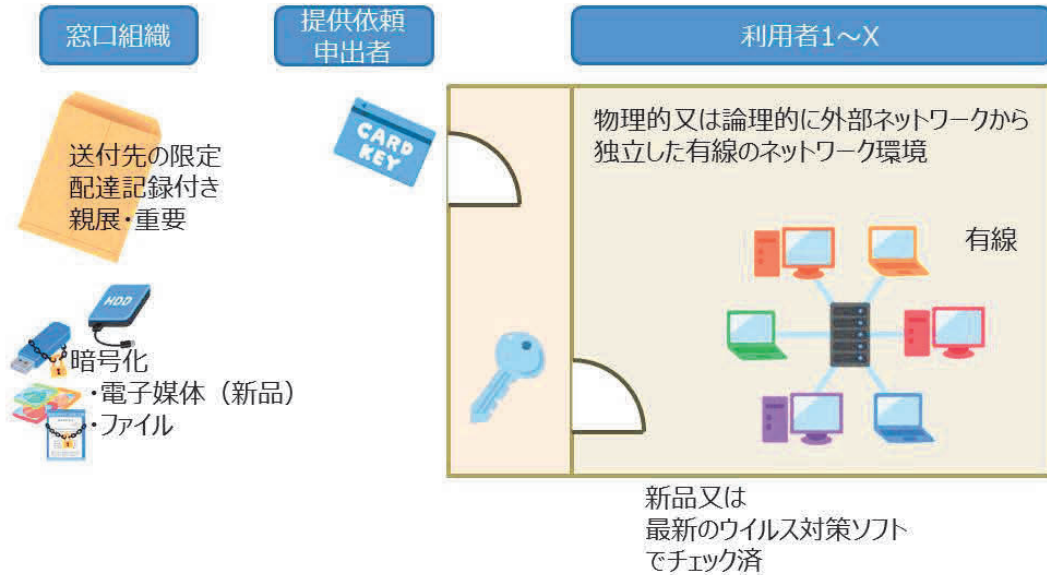


図 非匿名化情報の利用イメージ

非匿名化情報

3. 複数利用者で使う②

サーバと複数のPC間でネットワーク環境を構築して個人情報を取り扱う



非匿名化情報

4. 中間生成物等の移送に電子媒体を使う

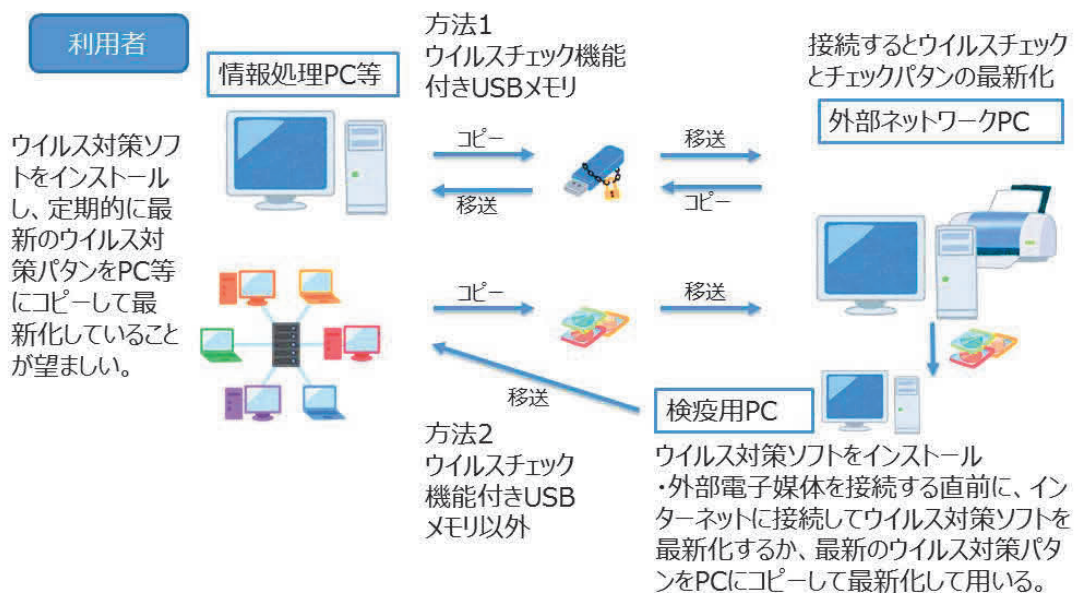
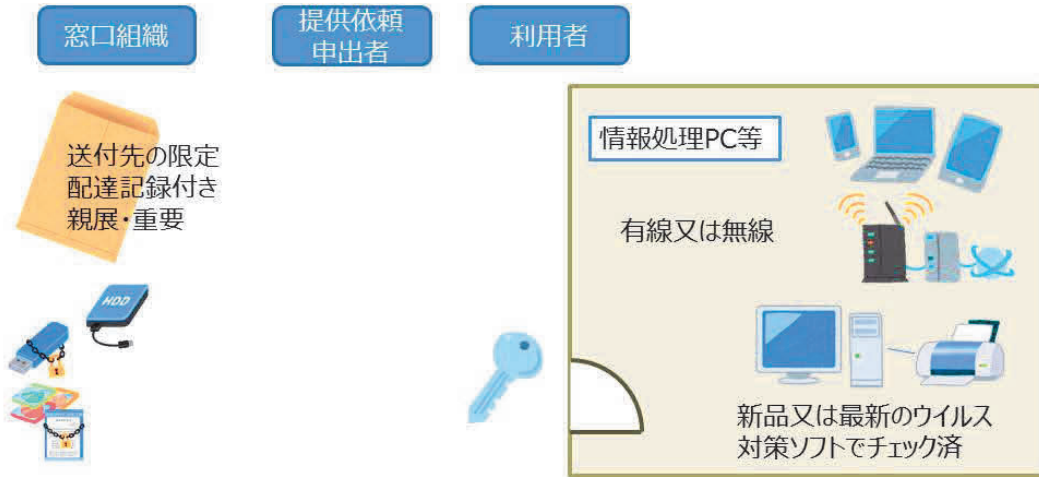


図 非匿名化情報の利用イメージ (続き)

匿名化情報

1. ひとりで使う

提供された情報及び中間生成物を情報処理PC等のみに保管し、取り扱う。



匿名化情報

2. 複数利用者が使う①

提供された情報及び中間生成物を情報処理PC等のみに保管し、取り扱う。

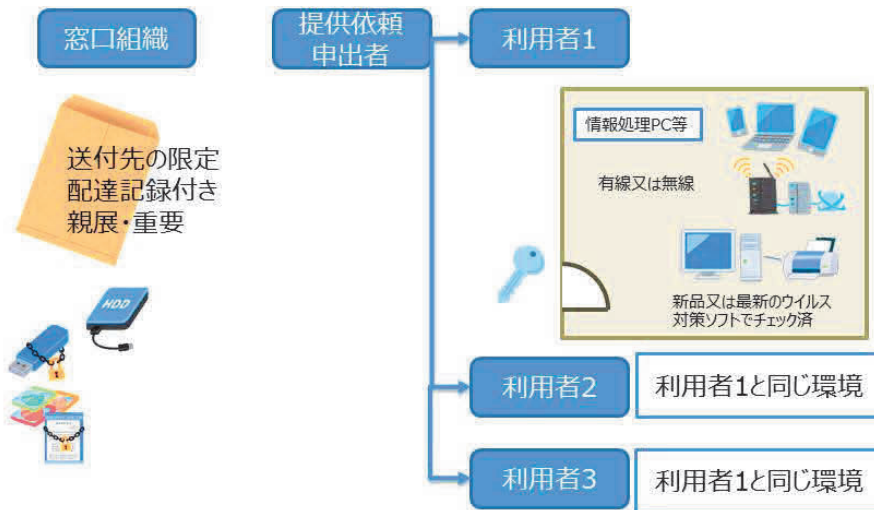
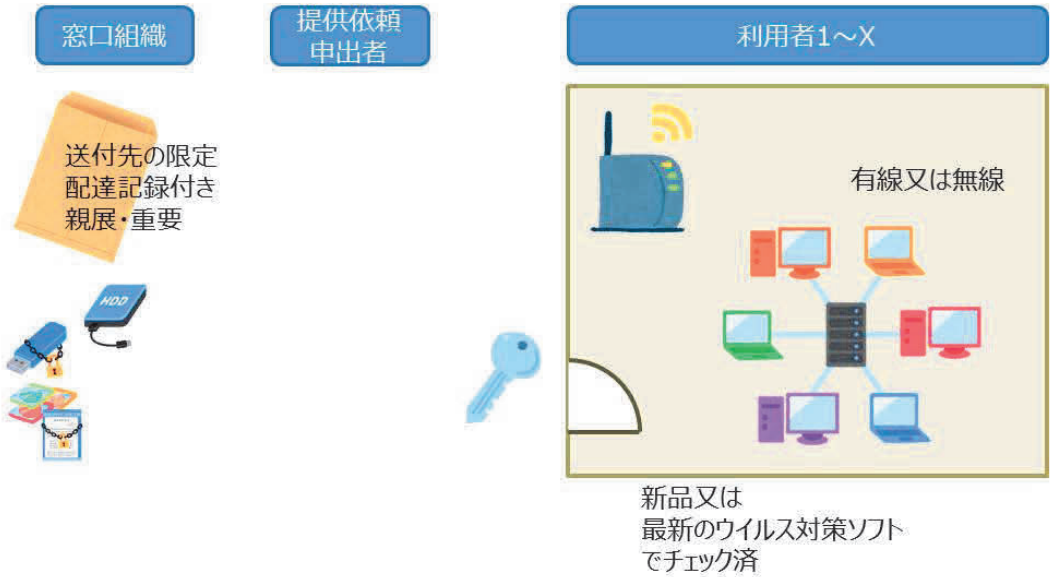


図 匿名化情報の利用イメージ

匿名化情報

3. 複数利用者と使う②

サーバと複数のPC間等でネットワーク環境を構築して個人情報を取り扱う



匿名化情報

4. 中間生成物等の移送に電子媒体を使う

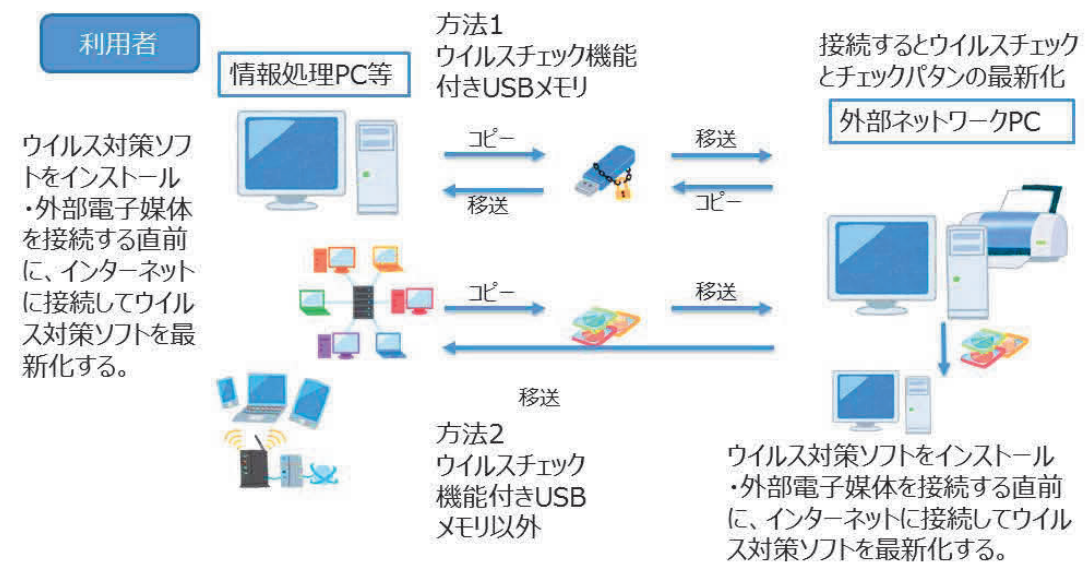


図 匿名化情報の利用イメージ (続き)

様式第 2-2 号（病院等の管理者からの提供依頼申出文書）

〇〇年〇〇月〇〇日

奈良県知事 殿

病院等の管理者
（押印省略）

全国がん登録奈良県がん情報の提供の請求について（申出）

標記について、がん登録等の推進に関する法律（平成 25 年法律第 111 号）第 20 条の規定に基づき、別紙のとおり当「病院等名称」から届出がされたがんに係る全国がん登録奈良県がん情報の提供の申出を行います。

| | | | | | | |
|------------------|---|-------------------------|-----------------------|---|--------------------------------|--|
| <p>想定する集計表・図</p> | <p>(集計表・図の作成を予定する場合、想定する集計表・図の添付) ※院内がん登録のための場合は省略可</p> | | | | | <p><input type="checkbox"/> 集計表・図の作成を予定する調査研究の場合は、集計表・図の様式案等の添付がある</p> <p><input type="checkbox"/> 提供を受ける情報をそのまま公表する内容ではない</p> |
| <p>利用者</p> | <p>氏名 (ふりがな)</p> | <p>所属機関</p> | <p>職名</p> | <p>申出上の立場及び院内がん登録又は研究における役割</p> | <p>利用場所</p> | <p><input type="checkbox"/> 利用者の具体的な役割が記載されている</p> <p><input type="checkbox"/> 情報の利用場所について記載されている</p> |
| | <p>〇〇 〇〇 (〇〇〇 〇〇)</p> | <p>〇〇大学医学部 〇〇講座</p> | <p>教授</p> | <p>提供依頼申出者 統括利用責任者 分析結果解釈助言</p> | <p>① (名称又は集計、分析等を行う場所の番号等)</p> | |
| | <p>〇〇 〇〇 (〇〇〇 〇〇)</p> | <p>〇〇大学医学部 〇〇部</p> | <p>部長 診療情報管理士</p> | <p>利用責任者 入力作業</p> | <p>②</p> | |
| | <p>〇〇 〇〇 (〇〇〇 〇〇)</p> | <p>〇〇大学医学部 〇〇講座</p> | <p>診療情報管理士</p> | <p>利用者 入力作業</p> | <p>②</p> | |
| <p>誓約書</p> | <p>(様式第 2-3 号の添付)</p> | | | | | <p><input type="checkbox"/> 利用者全員の誓約書が添付されている</p> |
| <p>委託の有無</p> | <p>有・無 有の場合 (委託契約書等又は様式第 4-2 号の添付)</p> | | | | | <p><input type="checkbox"/> 調査研究の一部を委託する場合には、委託契約書等の書類が添付されている</p> |

| | | | | | | | |
|-------------------------------|--|------|----|----|------|---------|--|
| 利用期間 | <p>①又は②のいずれか早い日を選択する。(院内がん登録のための場合は①)</p> <p><input type="checkbox"/> ①提供を受けた日から_____年(※)を経過した日が属する年の12月31日までの期間</p> <p><input type="checkbox"/> ②当該全国がん登録奈良県がん情報を利用するがんに係る調査研究を実施する期間の末日</p> <p>(※) がんに係る調査研究の性質上、全国がん登録情報を5年以上にわたり分析をする必要がある場合は、最大15年</p> | | | | | | <input type="checkbox"/> 調査研究等の期間に照らして、必要な期間が具体的に明記されている |
| 利用場所、利用する環境、保管場所、管理方法及び利用後の処理 | <p>集計、分析等を行う場所： ※利用者との対応が分かるよう必要に応じて番号等を振る。</p> <p>① ○○大学医学部○○附属病院○○科研究室 ② ○○大学医学部附属病院院内がん登録室</p> <p>保管を行う場所： ※集計、分析等を行う場所との対応が分かるよう必要に応じて番号等を振る。</p> <p>①' ○○大学医学部○○附属病院○○科研究室 ②' ○○大学医学部附属病院院内がん登録室</p> <p><input type="checkbox"/> 利用する情報に合わせ、別添2「利用者が行う安全管理措置」に記載の対策が全て講じられている。 <input type="checkbox"/> 別添2別紙1「利用者が行う安全管理措置の確認」が添付されている</p> | | | | | | <input type="checkbox"/> 利用者が行う安全管理措置に示された措置が全て講じられている |
| 調査研究成果の公表方法 | <p>利用期間内に以下の方法で公表する予定</p> <p><input type="checkbox"/> 学会又は研究会での公表</p> <p><input type="checkbox"/> 学術誌への投稿</p> <p><input type="checkbox"/> 研究班や所属組織の報告書での公表</p> <p><input type="checkbox"/> ウェブサイトでの公表</p> <p><input type="checkbox"/> その他(具体的な方法を記載)</p> | | | | | | <input type="checkbox"/> 研究成果の公表方法が示されている |
| その他特記事項 | | | | | | | |
| 事務担当者連絡先 | 氏名 | 所属機関 | 職名 | 住所 | 電話番号 | メールアドレス | <input type="checkbox"/> 事務担当者の連絡先が明確に記載されている |
| | | | | 〒 | | | |

様式第 2-3 号（全国がん登録奈良県がん情報等の利用に関する誓約書）

奈良県知事 殿

全国がん登録奈良県がん情報等の利用に関する誓約書

私は、[申出文書に記載された研究等の名称を記入してください] のために【全国がん登録奈良県がん情報／匿名化が行われた全国がん登録奈良県がん情報】を使用するに当たり、下記の事項を遵守することを誓約いたします。また、違反した場合には、今後のがん登録情報利用の制限を受ける可能性があり、情報漏えい等が発覚した場合には、がん登録推進法に基づく刑事的な責任及び民事的な責任に問われる可能性があることを理解しています。

記

1. 提供された情報については、全国がん登録奈良県がん情報及び匿名化が行われた全国がん登録奈良県がん情報に関する利用規約（以下「本規約」という。）に同意し、自らの立場に応じて本規約における提供依頼申出者又は利用者の義務を負担すること。
2. 提供された情報については、全国がん登録奈良県がん情報及び匿名化が行われた全国がん登録奈良県がん情報の提供に関する申出文書（以下「申出文書」という。）に記載した目的以外に利用しないこと。また、利用者に記載した者以外の第三者に提供しないこと。
3. 提供された情報については、申出文書に記載のとおり厳重に管理し、漏えい、紛失等のないようにすること。
4. 提供された情報の複製データ、加工又は集計により作成した中間生成物及び成果物についても、「全国がん登録 情報の利用マニュアル」に従い取り扱うこと。
5. 本規約に違反した場合、本契約の解除の有無にかかわらず、本規約に従い、奈良県知事が定める措置が適用されることに合意すること。
6. 提供された情報を利用した研究成果等は、公表すること。公表を行わなかったものは中間生成物として消去すること。
7. 公表前確認が終わっていない成果物はすべて中間生成物とみなされるが、図表のような集計／統計結果を示すものに限っては、以下の3つの条件をすべて満たしている場合にのみ利用者に含まれない者との供覧を可能とするため、該当する場合は以下の3つの条件をすべて満たしていることを確認すること。
 - (1) 研究計画書あるいは申出文書で明確に限定された集団（概ね 20 名以内。例えば、研究班の分担者、協力者）を記載し、その内部での閲覧。

- (2) 申出者の責任において、前述の集団外に資料を持ち出さないことが確約されていること（資料を配布しないなど）。
- (3) 閲覧する全ての図表のセルの最小値（度数）が 10 以上であること。
8. 提供された情報については、中間生成物を含め、奈良県知事に公表前確認を行い、承認を得た後でなければ利用者以外に見せないこと。情報利用中の画面を撮影、録画、スクリーンショットの取得、利用者以外に閲覧させる等の行為は固く禁じられていること。
9. 提供された情報の利用により何らかの不利益を被ったとしても、奈良県の責任は一切問わないこと。
10. その他の利用に際しては、奈良県の指示に従うこと。
11. 提供された情報の利用にあたり、本規約に加えて奈良県が利用者に対し全国がん登録奈良県がん情報等の提供に関する応諾の通知書において付加した条件を遵守すること。

日付 年 月 日
氏名 _____

備考

- 1 利用者ごとに当該ページを作成すること。
- 2 提供依頼申出者の代表者又は管理者及び利用者は記名すること（押印又は署名は不要）。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

全国がん登録奈良県がん情報及び匿名化が行われた
全国がん登録奈良県がん情報に関する利用規約

令和 7 年 4 月 1 日
奈良 県 知 事

(総則)

- 第 1 条 本規約は、全国がん登録奈良県がん情報及び匿名化が行われた全国がん登録奈良県がん情報（以下「全国がん登録奈良県がん情報等」という。）の提供依頼申出者及び当該申出に係る全国がん登録奈良県がん情報等の提供を受けた者（以下「利用者」という。）と奈良県知事（以下「提供者」という。）が締結する契約（以下「本契約」という。）の内容を定めるものである。
- 2 本契約は、提供者が発出する応諾通知に基づき、利用者が本規約を遵守すること等を内容とした全国がん登録奈良県がん情報等の利用に関する誓約書（以下「誓約書」という。）を提供者に提出したときに成立する。
- 3 全国がん登録奈良県がん情報等を提供するために必要な一切の手段については、がん登録等の推進に関する法律（平成 25 年法律第 111 号。以下「法」という。）、がん登録等の推進に関する法律施行令（平成 27 年政令第 323 号。以下「政令」という。）、がん登録等の推進に関する法律施行規則（平成 27 年厚生労働省令第 137 号。以下「省令」という。）、「全国がん登録 情報の利用マニュアル」及び「全国がん登録 情報の提供マニュアル」（以下「マニュアル」という。）、全国がん登録奈良県がん情報及び匿名化が行われた全国がん登録奈良県がん情報の提供に関する事務処理要領（以下、「事務処理要領」という。）、本規約並びに申出文書等（それらに付随する書類をいう。以下同じ。）に特別の定めがある場合を除き、知事はその責任において定める。
- 4 利用者及び提供者は、本契約を履行し、本規約に定めのない事項については、マニュアルに基づくものとする。本契約の成立後、マニュアルが改正された場合は、新たに有効とされたマニュアルに基づくものとする。
- 5 本規約に定める請求、通知、報告、申出、応諾及び解除は、書面により行わなければならない。
- 6 本契約の履行に関して、本規約その他資料が、他の言語により翻訳された場合であっても、日本語を正文とする。
- 7 本契約に係る訴訟については、日本国の東京地方裁判所をもって専属的合意管轄裁判所とする。

(全国がん登録奈良県がん情報等の提供及び利用)

- 第 2 条 提供者は、本契約の成立後、本契約及びマニュアルに基づき、提供依頼申出者に対し、全国がん登録奈良県がん情報等を提供する。
- 2 提供者は、何らかの理由により、前項に基づく全国がん登録奈良県がん情報等の提供が遅延する場合には、その旨及びその理由を提供依頼申出者に対して通知するものとする。提供依頼申出者は、全国がん登録奈良県がん情報等の提供が遅延した場合、応諾通知書に記載された全国がん登録奈良県がん情報等の利用期間の延長を求めることができる。延長日数は、提供者と協議の上決定するものとする。
- 3 提供者が提供する全国がん登録奈良県がん情報等は、その情報の選択及び体系的な構成を提供者が自ら決定するものであり、提供する全国がん登録奈良県がん情報等がデータベースの著作物として保護を受ける場合、その著作権は、提供者が保有し、行使するものとする。

- 4 提供依頼申出者に提供される全国がん登録奈良県がん情報等は、申出文書に記載された利用者の範囲に限り、利用することができる。
- 5 利用者は、本契約、誓約書、申出文書及びマニュアルに従ってこれを利用するものとする。
- 6 利用者は、提供者が全国がん登録奈良県がん情報等の利用の停止を含め、提供した全国がん登録奈良県がん情報等に関する指示をした場合、その指示に従うものとする。

(管理)

- 第3条 利用者は、提供を受けた全国がん登録奈良県がん情報等を消去するまでの間、申出文書に記載した又は提供者により指示を受けた管理方法に基づき適正に管理するものとする。
- 2 全国がん登録奈良県がん情報等を媒体で受領した場合、提供を受けた全国がん登録奈良県がん情報等について、当該データを別の記憶装置に複製・保存する行為は1回に限定する。別の記憶装置に保存された当該ファイルも、提供を受けた全国がん登録奈良県がん情報等として扱うものとする。
 - 3 提供者が利用者に利用状況の報告を求めた場合、利用者は随時対応することとし、報告を求められた時から原則1週間以内に報告を行うものとする。
 - 4 匿名化が行われた全国がん登録奈良県がん情報の国外にある機関等への提供が生じる場合、国内の提供依頼申出者となった者は、当該機関等に対して本誓約内容を遵守させる責任を負うものとし、当該機関等における情報の取扱いの状況を確認するために、利用者及び利用環境等の監査等を速やかに行える体制を整えるものとする。
 - 5 提供依頼申出者は、国内外を問わず、利用者による情報の利用状況等について、継続的に管理・監督を行うものとする。

(利用の制限)

- 第4条 提供依頼申出者及び利用者（第一号においては、利用者であった者を含む。）は、全国がん登録奈良県がん情報等の利用に当たり、次の各号に掲げる制限を受けるものとする。
- 一 全国がん登録奈良県がん情報等を利用する際は、申出文書に記載した範囲内での利用に限定し、申出文書に記載のない第三者への譲渡、貸与その他の方法による利用は行わないこと。
 - 二 提供者が特に認める場合を除き、全国がん登録奈良県がん情報等を用いて、特定の病院等を識別することを内容とした研究を行わないこと。
 - 三 他の個人情報と連結しないこと。
 - 四 提供された情報について、偶然に特定の個人を識別しうる場合にあっては、その知見利用しないこと。また、速やかに窓口組織にその旨を報告すること。
 - 五 全国がん登録奈良県がん情報等の提供申出に対する応諾通知書において、提供者が全国がん登録奈良県がん情報等の利用に当たり付加した条件がある場合には、当該条件を遵守すること。
 - 六 全国がん登録奈良県がん情報等の提供は、本契約の有効期間中であっても、提供者の判断でその運用を停止し、提供した全国がん登録奈良県がん情報等の利用の停止及び廃棄を求めることがあり得ること。

(作業の外部委託)

第5条 提供依頼申出者が国、都道府県又は市町村である場合を除き、提供依頼申出者及び利用者は、提供された情報を用いた調査研究の全部又は主要な部分を委託してはならないものとする。

- 2 研究を外部委託する場合（行政機関が委託する場合も含む。）は、委託先も利用者とし、委託機関先との間で交わされた秘密保持・守秘義務の契約書の写しを提出すること、委託を受けた者が利用者として、誓約書を提供者に提出することを条件とし、委託者は、当該受託した者を充分監督し、作業終了後は速やかに提供された情報、複写データ、中間生成物及び最終生成物の消去をしなければならない。

(欠陥及び障害等)

第6条 利用者は、全国がん登録奈良県がん情報等の提供媒体を受領後、速やかにその媒体の物理的障害の有無について確認し、確認の結果、読み取りエラー等の障害を発見したときは、遅滞なく提供者に申し出るものとする。

- 2 前項の場合において、利用者は全国がん登録奈良県がん情報等の受領後14日以内に、提供者に対して提供媒体の交換を要求できるものとする。その際、利用者は、提供者に当該データを郵送により返却することとし、提供者は、障害を確認した上で交換に応じるものとする。
- 3 第1項の障害が提供者の帰責事由による場合、利用者からの返却に係る郵送費用及び提供者からの再送付の費用は提供者が負担するものとする。なお、その障害が利用者の媒体の取扱い時に生じた傷等、利用者の帰責事由による場合は、当該費用は利用者が負担するものとする。

(申出文書等の変更)

第7条 利用者は、次の各号に掲げる申出文書の記載事項に変更が生じたときは、直ちに変更申出文書及び当該箇所を修正した申出文書を提供者に提出するものとする。

- 一 利用者の人事異動等に伴い、同一提供依頼申出者内の所属部署・連絡先又は氏名に変更が生じた場合
 - 二 利用者を追加又は除外する場合（ただし、申出内容の基本的な方針に影響を及ぼすような利用者の重大な変更を除く）
 - 三 成果の公表形式を変更する場合（例：新たに公表方法を追加する場合等）
 - 四 利用期間の延長を希望する場合
 - 五 利用者がセキュリティ要件を修正する場合
 - 六 その他、申出内容の基本的な方針に影響を及ぼすような重大な修正を行う場合
 - 七 その他、前号以外の軽微な修正を行う場合
- 2 利用者は、申出文書の内容を変更する必要があるときは、変更申出文書及び変更内容に応じて必要となる書式を窓口組織からの案内に従い提出する。提供者は、審議会等の審査を経た上で（前項第一号、第二号若しくは第七号又は次条第3項ただし書に規定する手続きの対象となる場合を除く。）、応諾通知書又は不応諾通知書を提供依頼申出者に通知する。当該変更をする場合にあっては、利用者は、提供者から当該変更に対する承認の通知がない限り、当該変更に基づく全

国がん登録奈良県がん情報等の利用を行ってはならない。利用者は、提供者より不承諾の通知がなされた場合は、その指示に従うものとする。

(利用期間)

第8条 利用者は、全国がん登録奈良県がん情報等を申出文書に記載した期間内にのみ利用できるものとする。利用期間は利用を開始した日から起算して5年を経過した日の属する年の12月31日又は申出文書に記載した期間の末日のいずれか早い日までの間とする。なお、当該期間についてはいずれも日本時間を基準に算定する。

- 2 前項の場合において、期限を超えて全国がん登録奈良県がん情報等を利用する必要があるが生じた場合（研究計画の変更等によるものであり、第7条第1項第四号に該当する場合を除く。）は、利用者は、利用期間終了前の審査会の事前相談締め切りまでに変更申出を行う旨を申し出ること。当該申出が審議会等で必要と認められた場合のみ、利用を開始した日から起算して15年を経過した日の属する年の12月31日又は申出文書に記載した期間の末日のいずれか早い日までの間を利用期間とする。ただし15年を超える保有はできない。
- 3 提供者は、当該依頼を受けた場合にあっては、利用期間の延長理由等を考慮し必要に応じて当該依頼を認めることとする。ただし、利用者が利用期間の延長を希望する時点で、全国がん登録奈良県がん情報等を利用して行った研究や業務の成果の公表に係る手続きが進行中（論文執筆中や査読の結果待ち等）の場合には、延長が必要な理由及び希望する延長期間を記載した変更申出文書に、当該手続き中であることが確認できる書類を添えて提供者に提出することにより代えることができるものとする。
- 4 全国がん登録奈良県がん情報等の利用期間を超過した場合（利用者があらかじめ全国がん登録奈良県がん情報等の利用期間の延長の申出を行い、提供者が承諾しなかった場合を含む。）、提供者は利用者に対し速やかに当該全国がん登録奈良県がん情報等、複製データ、中間生成物及び最終生成物の消去を求めるものとする。
- 5 本契約は、利用期間が存続する限り、有効とする。

(実地監査等)

第9条 提供者は、全国がん登録奈良県がん情報等の利用環境について利用者に対して実地監査を行い、利用者の業務時間内において事業場等に立ち入り、帳票その他実地監査のために必要な書類の閲覧を求めることができる。

- 2 前項の実地監査を行う場合、提供者は、必要に応じてその職員及び提供者が適切と認めた者を利用者及び利用者が利用する全国がん登録奈良県がん情報等の利用場所及び保管場所に派遣し、全国がん登録奈良県がん情報等の利用環境の実地検分及びヒアリングを実施するものとし、利用者は、これに応じるものとする。
- 3 第1項の実地監査を行う場合、提供者は、検査を行う旨を必要に応じて事前に利用者へ通知するものとする。

(全国がん登録奈良県がん情報等の紛失・漏えい等)

第10条 利用者は、全国がん登録奈良県がん情報等を紛失した場合、情報が漏えいしていることが判明した場合又はその恐れが生じた場合は、直ちに提供者へその内容及び原因を報告し、提供者の指示に従うものとする。

2 前項の紛失の原因が災害又は事故等の不可抗力により利用者及び取扱者の責めに帰することができない事由である場合において、利用者が再度全国がん登録奈良県がん情報等の提供を希望する場合は、提供者と協議の上、必要な手続き等を行うものとする。

(利用者の保証等)

第11条 利用者は、申出文書、利用後の処置及び実績報告、その他全国がん登録奈良県がん情報等の提供に関して提供者に提出した書類の記載内容を確認し、かつ、その内容が真実であることを表明し、保証する。

2 利用者は、前項の提供者に対して提出した書類、その他提供者に対する連絡の内容が、第三者の知的財産権、プライバシー、営業秘密その他の権利を侵害していないことを表明し、保証する。

3 利用者は、本契約に定める手続きを経ることなく、申出文書に記載された事項を変更しないことを約する。

(提供した全国がん登録奈良県がん情報等の処理)

第12条 利用者は、全国がん登録奈良県がん情報等の利用終了後（申出文書に記載した目的が達成できないことが判明した場合を含む。）、ハードディスク、紙媒体等の全国がん登録奈良県がん情報等、複製データ及び中間生成物を消去し、廃棄処理報告書により提供者へ消去したことを報告する。

2 利用者は、申出文書に記載した成果の公表前に、成果物について提供者へ報告し確認を求め、また、成果物の公表後3か月以内に、廃棄処置及び実績報告書により提供者へ利用実績を報告する。

3 利用期間終了前に提供者が全国がん登録奈良県がん情報等の廃棄を請求したとき（利用者による本契約の違反又は提供者の判断による全国がん登録奈良県がん情報等の提供の停止の場合を含む。）は、同条第一項に定める消去の手続きに従うこととする。

4 利用者は、やむを得ない事情により全国がん登録奈良県がん情報等を利用する研究や業務の達成が困難となった場合は、速やかに廃棄処置及び実績報告に当該理由を記載して報告するとともに、全国がん登録奈良県がん情報等、その複製データ及び中間生成物を消去する。

(成果の公表)

第13条 利用者は、全国がん登録奈良県がん情報等を利用して行った研究や業務の成果を、申出文書に記載した利用期間内に公表することとする。

2 利用者は、前項の公表にあたっては、マニュアルに基づき対応することとする。

- 3 利用者は、公表予定の内容について、公表前に提供者に報告する。特に、以下の①及び②の場合は、報告時期について留意するものとする。
 - ① 論文への公表予定の場合
投稿前に報告する。なお、投稿後の査読等によって、投稿前に報告した公表内容に修正を要する場合には、公表前に報告する。
 - ② 学会又は研究会等への公表予定の場合
学会又は研究会等の発表前に、抄録を報告する。また、発表終了後は速やかに発表資料について報告する。
- 4 第1項の公表に当たっては、利用者は、原則、以下の①～⑤その他の適切な措置を講じることによって、公表される調査研究の成果によって、特定の個人又は病院等が第三者に識別されないようにするものとする。ただし、個人の同意、市町村又は病院等の個別の了承がある場合又は、協議会が特に認める場合はこの限りではない。
 - ① 提供を承認された登録情報等及びその任意の組み合わせによる集計値から特定の個人を識別できる場合は公表しないこと。
 - ② がん種別、年齢別、市町村別、病院等別の単体又は他の登録情報と組み合わせによる集計値が、1件以上10件未満の場合は、原則として秘匿とすること。
 - ③ 特定の市町村に1の病院等であって、その属性を有する集計値が1の場合、隣接する市町村に含めることで、その属性を有する集計値が1とならないように公表すること。
 - ④ 公表を予定する表及び2以上の表の組み合わせから、減算その他の計算手法によって特定の個人が識別できないようにすること。
 - ⑤ 他の公表値と組み合わせで利用した場合に、秘密の暴露となるデータがないこと。
- 5 第1項の公表に際して、利用者は、法に基づき全国がん登録奈良県がん情報等の提供を受け、情報を基に独自に作成・加工した資料等についてはその旨を明記し、提供者が作成・公表している資料等とは異なることを明らかにするものとする。
- 6 利用者は、申出文書に記載した利用期間内に全国がん登録奈良県がん情報等を利用して行った研究や業務の成果を公表できない場合は、提供者に変更申出文書を提出することにより、その理由及びその時点における成果を報告し、提供者が必要と認めた場合、申出文書に記載した公表時期を延長できるものとする。
- 7 利用者は、申出文書に記載した成果の公表がすべて終了した後、3ヶ月以内に実績報告書により提供者へ利用実績を報告するものとする。

(解除)

第14条 提供者は、次の各号に定める事由のいずれかが発生したときは、利用者に対する通知により、本契約を解除することができる。

- 一 本契約に基づく保証の違反を含め、本契約に違反し、提供者が定める相当期間内に当該違反が是正されないか、又は提供者において是正が不可能と判断したとき。
- 二 利用者の全国がん登録奈良県がん情報等の取扱いに関し、重大な過失又は背信行為があると提供者が判断したとき。
- 三 申出文書に記載された学術研究等の目的が達成できる見込みがないと提供者が判断したとき。

四 利用者が提供者に対し、申出文書の記載事項の変更の申出を行い、提供者において、審査の結果、これを不承認としたとき。

五 利用者による本契約の重大な違反その他の事由により、全国がん登録奈良県がん情報等の利用を行うことが不適切であると提供者が判断したとき。

(契約に違反した場合の措置)

第 15 条 提供者は、利用者が本契約に違反し、又は本契約の解除に当たる事由が存すると認められた場合は、利用の停止を行い、本契約の解除の有無にかかわらず、以下の措置を執ることができる。また、利用者は、本契約の終了後であっても、以下の措置が適用されることに同意する。

一 全国がん登録奈良県がん情報等の速やかな返却並びに複製データ及び中間生成物の消去を行わせること。

二 一定の期間又は期間を定めずに、利用を停止すること。

三 全国がん登録奈良県がん情報等の提供の申出を受け付けないこと。

四 全国がん登録奈良県がん情報等を利用して行った研究や業務の成果の公表を行わせないこととする。

五 氏名を公表すること。

(提供者の免責等)

第 16 条 利用者は、本契約が締結された場合であっても、提供申出に係る全国がん登録奈良県がん情報等の提供が遅れること、これを提供しないこと、又は一旦提供した場合であっても、その返却を求める場合があるとともに、これらにつき、提供者は利用者に対し一切の責任を負わないことを予め了承することとする。

2 利用者が全国がん登録奈良県がん情報等を利用したことにより、何らかの不利益や損失を被る事態が生じたとしても、提供者は利用者に対し、一切の責任を負わないものとする。

3 利用者が全国がん登録奈良県がん情報等を用いて作成した資料等に関して、利用者と第三者との間で権利侵害等の問題が生じたとしても、提供者は一切の責任を負わないものとする。

4 本規約に違反した全国がん登録奈良県がん情報等の利用により権利を侵害された第三者から提供者に対して損害賠償請求が行われ、その請求が認められた場合には、提供者は当該賠償額相当について利用者へ求償することができる。

(本規約の有効期間)

第 17 条 本規約は、廃棄処置及び実績報告書が提出されて、その内容が確認されるまで効力を有するものとする。

(契約終了後の措置)

第 18 条 本契約が何らかの理由により終了した場合であっても、その条項の性質により、終了後も効果の存続が予定されている条項は、その文言にしたがって効力を有するものとする。

(その他)

第 19 条 提供依頼申出者及び利用者並びに提供者は、本規約に定めのない事項及び本規約に定める条項の解釈について疑義又は紛争が生じたときは、信義誠実の原則の下に協議の上、これを解決するものとする。

附則 この規約は令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

〇〇年〇〇月〇〇日

奈良県知事 殿

提供依頼申出者
(押印省略)

申出番号 XXXX-XXXX [全国がん登録奈良県がん情報等の提供を応諾された研究の名称を記入してください] の申出内容について、以下の点で変更が生じたことから、別紙のとおり、変更申出を行います。

- ①利用者の人事異動等に伴い、同一利用者内の所属部署・役職・連絡先又は氏名に変更が生じた、又は利用者の追加・除外をする、等の場合（全国がん登録奈良県がん情報及び匿名化が行われた全国がん登録奈良県がん情報の提供に関する事務処理要領第 13 条第 2 項に該当する場合を除く。）
- ②成果の公表形式を変更する場合
- ③利用期間の延長を希望する場合
- ④利用者がセキュリティ要件を修正する場合
- ⑤その他、申出内容の基本的な方針に影響を及ぼすような重大な修正を行う場合
- ⑥その他、⑤以外の軽微な変更を行う場合

※該当する変更点に全てチェックを入れる。

様式第 2-4 号 別紙 1 (今回申請の変更箇所)

| 変更点 | | 変更後 | 変更前 | 変更理由 |
|-----|---|-----|-----|------|
| 1 | <input type="checkbox"/> ①利用者の人事異動等に伴い、同一利用者内の所属部署・役職・連絡先又は氏名に変更が生じた、又は利用者の追加・除外をする、等の場合（全国がん登録奈良県がん情報及び匿名化が行われた全国がん登録奈良県がん情報の提供に関する事務処理要領第 13 条第 2 項に該当する場合を除く。） <input type="checkbox"/> ②成果の公表形式を変更する場合 <input type="checkbox"/> ③利用期間の延長を希望する場合 <input type="checkbox"/> ④利用者がセキュリティ要件を修正する場合 <input type="checkbox"/> ⑤その他、申出内容の基本的な方針に影響を及ぼすような重大な修正を行う場合 <input type="checkbox"/> ⑥その他、⑤以外の軽微な変更を行う場合 | | | |
| 2 | <input type="checkbox"/> ①利用者の人事異動等に伴い、同一利用者内の所属部署・役職・連絡先又は氏名に変更が生じた、又は利用者の追加・除外をする、等の場合（全国がん登録奈良県がん情報及び匿名化が行われた全国がん登録奈良県がん情報の提供に関する事務処理要領第 13 条第 2 項に該当する場合を除く。） <input type="checkbox"/> ②成果の公表形式を変更する場合 <input type="checkbox"/> ③利用期間の延長を希望する場合 <input type="checkbox"/> ④利用者がセキュリティ要件を修正する場合 <input type="checkbox"/> ⑤その他、申出内容の基本的な方針に影響を及ぼすような重大な修正を行う場合 <input type="checkbox"/> ⑥その他、⑤以外の軽微な変更を行う場合 | | | |

※必要に応じて行を追加する。

様式第 2-4 号 別紙 2 (改変履歴)

※過去に行った変更申出がある場合は全て列記する (審議会等の審査を受けていないものを含む)。

申出番号 (新規) : XXXX-XXXX

変更申出 (1 回目) :

変更申出年月日 : ○○年○○月○○日

| 変更点 | | 変更後 | 変更前 | 変更理由 |
|-----|--|-----|-----|------|
| 1 | <input type="checkbox"/> ①利用者の人事異動等に伴い、同一利用者内の所属部署・役職・連絡先又は氏名に変更が生じた、又は利用者の追加・除外をする、等の場合 (全国がん登録奈良県がん情報及び匿名化が行われた全国がん登録奈良県がん情報の提供に関する事務処理要領第 13 条第 2 項に該当する場合を除く。) <input type="checkbox"/> ②成果の公表形式を変更する場合 <input type="checkbox"/> ③利用期間の延長を希望する場合 <input type="checkbox"/> ④利用者がセキュリティ要件を修正する場合 <input type="checkbox"/> ⑤その他、申出内容の基本的な方針に影響を及ぼすような重大な修正を行う場合 <input type="checkbox"/> ⑥その他、⑤以外の軽微な変更を行う場合 | | | |
| 2 | <input type="checkbox"/> ①利用者の人事異動等に伴い、同一利用者内の所属部署・役職・連絡先又は氏名に変更が生じた、又は利用者の追加・除外をする、等の場合 (全国がん登録奈良県がん情報及び匿名化が行われた全国がん登録奈良県がん情報の提供に関する事務処理要領第 13 条第 2 項に該当する場合を除く。) <input type="checkbox"/> ②成果の公表形式を変更する場合 <input type="checkbox"/> ③利用期間の延長を希望する場合 <input type="checkbox"/> ④利用者がセキュリティ要件を修正する場合 <input type="checkbox"/> ⑤その他、申出内容の基本的な方針に影響を及ぼすような重大な修正を行う場合 <input type="checkbox"/> ⑥その他、⑤以外の軽微な変更を行う場合 | | | |

※必要に応じて行を追加する。

変更申出（2回目）：

変更申出年月日：〇〇年〇〇月〇〇日

| 変更点 | | 変更後 | 変更前 | 変更理由 |
|-----|---|-----|-----|------|
| 1 | <input type="checkbox"/> ①利用者の人事異動等に伴い、同一利用者内の所属部署・役職・連絡先又は氏名に変更が生じた、又は利用者の追加・除外をする、等の場合（全国がん登録奈良県がん情報及び匿名化が行われた全国がん登録奈良県がん情報の提供に関する事務処理要領第13条第2項に該当する場合を除く。） <input type="checkbox"/> ②成果の公表形式を変更する場合 <input type="checkbox"/> ③利用期間の延長を希望する場合 <input type="checkbox"/> ④利用者がセキュリティ要件を修正する場合 <input type="checkbox"/> ⑤その他、申出内容の基本的な方針に影響を及ぼすような重大な修正を行う場合 <input type="checkbox"/> ⑥その他、⑤以外の軽微な変更を行う場合 | | | |
| 2 | <input type="checkbox"/> ①利用者の人事異動等に伴い、同一利用者内の所属部署・役職・連絡先又は氏名に変更が生じた、又は利用者の追加・除外をする、等の場合（全国がん登録奈良県がん情報及び匿名化が行われた全国がん登録奈良県がん情報の提供に関する事務処理要領第13条第2項に該当する場合を除く。） <input type="checkbox"/> ②成果の公表形式を変更する場合 <input type="checkbox"/> ③利用期間の延長を希望する場合 <input type="checkbox"/> ④利用者がセキュリティ要件を修正する場合 <input type="checkbox"/> ⑤その他、申出内容の基本的な方針に影響を及ぼすような重大な修正を行う場合 <input type="checkbox"/> ⑥その他、⑤以外の軽微な変更を行う場合 | | | |

※必要に応じて3回目以降を追加する。

様式第 3-1 号（国、都道府県、市町村のがん対策の企画立案又は実施に必要ながんの調査研究であることを証明する書類）

〇〇年〇〇月〇〇日

奈良県知事 殿

提供依頼申出者
(押印省略)

情報の利用の必要性について

〇〇年〇〇月〇〇日付けで提供の申出を行う情報について、下記のとおり、その利用を必要とするものですので、よろしくお取り計らい願います。

記

以上

様式第 3-2 号（同意を得ることががんに係る調査研究の円滑な遂行に支障を及ぼすことに係る認定の申請書）

〇〇年〇〇月〇〇日

厚生労働大臣 殿

提供依頼申出者
（押印省略）

同意を得ることががんに係る調査研究の円滑な遂行に支障を及ぼすことに係る
認定の申請について

標記について、〇〇年〇〇月〇〇日付け全国がん登録奈良県がん情報の提供の申出に関し、がん登録等の推進に関する法律施行令（平成 27 年政令第 323 号）附則第 2 条に基づき、別添のとおり、申請します。

なお、同意に代わる措置として、「調査研究を行う者が講ずる同意代替措置に関する指針」（平成 27 年厚生労働省告示第 471 号）に即した措置を講じていることを申し添えます。

様式第 4-1 号（申出時に契約関係書類を添付できないときの代替文書）

〇〇年〇〇月〇〇日

奈良県知事 殿

提供依頼申出者
(押印省略)

調査研究等の委託に係る契約について

〇〇年〇〇月〇〇日付けで提供の申出を行った情報については、調査研究を（委託者名）から委託されています。現在、委託盟約の締結を進めており、申出文書に契約関係書類の写しを添付することができません。

当該契約関係書類の写しについては、契約締結後速やかに送付したいと考えておりますが、現時点においては契約書又は覚書において、情報等の適正な管理や情報保護等に関して、下記の事項を明記することとしていますので、よろしくお取り計らい願います。

記

- ① 善良なる管理者の注意義務に関する事項
- ② 業務上知り得た事項に係る秘密保持義務に関する事項
- ③ 関係資料の適正管理義務に関する事項
- ④ 提供を受けた情報の利用及び提供等の制限に関する事項
- ⑤ 調査研究の過程で作成し、不要となった中間生成物の廃棄に関する事項
- ⑥ 業務の再委託の禁止に関する事項
- ⑦ 提供を受けた情報の管理状況についての検査に関する事項
- ⑧ 事故又は災害発生時における報告に関する事項
- ⑨ 違反した場合の契約解除の措置その他必要な事項

以上

〇〇年〇〇月〇〇日

奈良県知事 殿

提供依頼申出者
(押印省略)

調査研究等の委託に係る契約について

〇〇年〇〇月〇〇日付けで提供の申出を行った情報については、一部の解析等を（受託者名）に委託することとしていますが、現在、委託盟約の締結を進めており、申出文書に契約関係書類の写しを添付することができません。

当該契約関係書類の写しについては、契約締結後速やかに送付したいこととしておりますが、現時点においては契約書又は覚書において、情報等の適正な管理や情報保護等に関して、下記の事項を明記することとしておりますので、よろしくお取り計らい願います。

なお、委託先の利用者についても誓約書を提出していることを申し添えます。

記

- ① 善良なる管理者の注意義務に関する事項
- ② 業務上知り得た事項に係る秘密保持義務に関する事項
- ③ 関係資料の適正管理義務に関する事項
- ④ 提供を受けた情報の利用及び提供等の制限に関する事項
- ⑤ 調査研究の過程で作成し、不要となった中間生成物の廃棄に関する事項
- ⑥ 業務の再委託の禁止に関する事項
- ⑦ 提供を受けた情報の管理状況についての検査に関する事項
- ⑧ 事故又は災害発生時における報告に関する事項
- ⑨ 違反した場合の契約解除の措置その他必要な事項

以上

様式第 5-1 号 (応諾の通知書)

文 書 番 号
〇〇年〇〇月〇〇日

提供依頼申出者 殿

奈良県知事
(押印省略)

【全国がん登録奈良県がん情報／匿名化された全国がん登録奈良県がん情報】を用いた【調査研究名等】に伴う情報の提供について

標記に関し、〇〇年〇〇月〇〇日付けで提供依頼申出された情報（提供番号 XXXX-XXXX）について、第〇〇回がん登録情報利用等審議部会（〇〇年〇〇月〇〇日開催）において、下記のとおり承認されましたので通知します。

記

| 申出者 | 所属機関 | 申出の種類 | 利用目的等 | 審議結果 |
|-----|------|-------|-------|--------------------------|
| | | | | 承認 条件：なし／ 附帯意見：なし／ |

様式第 5-1 号 別紙

提供番号：XXXX-XXXX

附帯意見：

条件：

| 審査項目 | 条件 |
|------|----|
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |

その他記載事項：

以上

様式第 5-2 号（不応諾の通知書）

文 書 番 号
〇〇年〇〇月〇〇日

提供依頼申出者 殿

奈良県知事
(押印省略)

申請された情報の提供について

〇〇年〇〇月〇〇日付で提供依頼申出された情報（申出番号 XXXX-XXXX）について、下記の理由により、提供しないこととなりましたのでご了承ください。

記

審査結果：不応諾
情報の提供をしない理由：〇〇

以上

様式第 5-3 号（病院等への提供の通知書）

文 書 番 号
〇〇年〇〇月〇〇日

病院等の管理者 殿

奈良県知事
(押印省略)

申請された情報の提供について

〇〇年〇〇月〇〇日付で申請された情報（申出番号 XXXX-XXXX）について、提供することとなりましたのでお知らせします。

提供番号：XXXX-XXXX

以上

〇〇年〇〇月〇〇日

奈良県知事 殿

提供依頼申出者
(押印省略)

申請された情報の受領について

〇〇年〇〇月〇〇日付で提供のあった情報について、〇〇年〇〇月〇〇日に受領しましたので、報告します。

提供番号：

様式第 6 号（廃棄処置及び実績報告書）

〇〇年〇〇月〇〇日

奈良県知事 殿

利用者
(押印省略)

廃棄処置及び実績報告書

提供を受けた情報（提供番号 XXXX-XXXX【全国がん登録奈良県がん情報等の提供を応諾された研究の名称を記入してください】）について、当該利用期間が終了したため（利用が終了したため）、廃棄処置状況及び利用実績について、下記のとおり報告します。

記

処理年月日：〇〇年〇〇月〇〇日

廃棄処理方法：〇〇

| 成果の公表方法 | 公表年月 | 公表した学会・学術誌・研究班等の名称 | タイトル |
|---|------|--------------------|------|
| <input type="checkbox"/> 国内外の学会又は研究会での公表 <input type="checkbox"/> 学術誌への投稿 <input type="checkbox"/> 研究班や所属組織の報告書での公表 <input type="checkbox"/> ウェブサイトでの公表 <input type="checkbox"/> その他（具体的な方法を記載） | | | |
| <input type="checkbox"/> 国内外の学会又は研究会での公表 <input type="checkbox"/> 学術誌への投稿 <input type="checkbox"/> 研究班や所属組織の報告書での公表 <input type="checkbox"/> ウェブサイトでの公表 <input type="checkbox"/> その他（具体的な方法を記載） | | | |

※公表された上記内容について、該当部分を複写し添付する。

※インターネット上に関連の掲載がある場合は、併せてリンク先を記載する。

以上

様式第7号（匿名化された全国がん登録奈良県がん情報の国外提供に関する報告書）

奈良県福祉保険部医療政策局 疾病対策課
連絡先： cancer@office.pref.nara.lg.jp

匿名化された全国がん登録奈良県がん情報の国外提供に関して、次のとおり報告します。

1. 情報提供の申出種別（該当するものを■に変更すること。）

新規 変更申出（前対応諾：〇〇年〇〇月〇〇日）

2. 申出の概要

| | | |
|--------------------------|-------|--|
| 提供依頼申出者 （個人の場合は氏名と所属） | | |
| 調査研究名 | | |
| 法第何条第何項に基づく申請か | | |
| 利用の目的 （2～3行で簡潔に記載） | | |
| 利用する 情報 | 診断年 | |
| | がん種 | |
| | その他備考 | |
| 国外の利用者 | | |
| 国外の利用場所 | | |

3. 審議の結果（該当するものを■に変更すること。）

応諾 附帯意見付き応諾 条件付き応諾 継続審議 不応諾

条件（条件付き応諾の場合は条件を以下に記載すること。）：

以上

様式第 8-1 号（提供の申出に係る変更の応諾の通知書）

文 書 番 号
〇〇年〇〇月〇〇日

提供依頼申出者 殿

奈良県知事
(押印省略)

申請された情報の提供にかかる変更依頼申出の承認について

標記について、〇〇年〇〇月〇〇日付で申請された変更依頼申出（提供番号 XXXX-XXXX）の内容

を審査した結果、変更を承認することとしましたので、お知らせします。

様式第 8-2 号（提供の申出に係る変更の不応諾の通知書）

文 書 番 号
〇〇年〇〇月〇〇日

提供依頼申出者 殿

奈良県知事
（押印省略）

申請された情報の提供にかかる変更依頼申出の不承認について

標記について、〇〇年〇〇月〇〇日付で申請された変更依頼申出（請求番号 XXXX-XXXX）の内容

を審査した結果、下記の理由により、変更を承認しないことになりましたので、お知らせします。

記

以上

様式第9号（再度提供の申出）

〇〇年〇〇月〇〇日

奈良県知事 殿

提供依頼申出者
(押印省略)

再度提供の申出に係る申請書

標記に関し、〇〇年〇〇月〇〇日付で提供が決定された情報（提供番号 XXXX-XXXX）について、

下記の理由により、再度提供を希望いたします。

記

以上